

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧			新			改正理由
目 次			目 次			
編	章	節	編	章	節	
第 1 編 総 則	第 1 章 計画の目的・性格等	第 1 節 目的	第 1 編 総 則	第 1 章 計画の目的・性格等	第 1 節 目的	地震・津波対策編との表記の統一
		第 2 節 計画の性格			第 2 節 計画の性格	
		第 3 節 計画の構成			第 3 節 計画の構成	
		第 4 節 用 語			第 4 節 用 語	
	第 2 章 風水害防災面から見た福岡県 の特性・災害の想定	第 1 節 県域の概況		第 2 章 風水害防災面から見た福岡県 の特性・災害の想定	第 1 節 県域の概況	
		第 2 節 福岡県の気象災害の特色			第 2 節 福岡県の気象災害の特色	
		第 3 節 災害の想定			第 3 節 災害の想定	
	第 3 章 防災関係機関等 の業務大綱	第 1 節 実施責任		第 3 章 防災関係機関等 の業務大綱	第 1 節 実施責任	
		第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱			第 2 節 処理すべき事務又は業務の大綱	
		第 3 節 県民及び企業等の基本的責務			第 3 節 県民及び企業等の基本的責務	
	第 4 章 計画の運用等	第 1 節 平常時の運用		第 4 章 計画の運用等	第 1 節 平常時の運用	
		第 2 節 災害時の運用			第 2 節 災害時の運用	
		第 3 節 計画の周知			第 3 節 計画の周知	
	第 5 章 災害に関する調査研究の推進			第 5 章 災害に関する調査研究の推進		
第 2 編 災害予 防計画	第 1 章 防災基盤の強化	第 1 節 治水治山計画	第 2 編 災害予 防計画	第 1 章 防災基盤の強化	第 1 節 治水治山の対策	
		第 2 節 土砂災害防止計画			第 2 節 土砂災害の防止	
		第 3 節 高潮等対策計画			第 3 節 高潮等の対策	
		第 4 節 火災予防計画			第 4 節 火災の予防	
		第 5 節 都市防災化計画			第 5 節 都市構造の防災化	
		第 6 節 建築物及び文化財等災害予防計画			第 6 節 建築物及び文化財等の災害予防	
		第 7 節 高層建築物災害予防計画			第 7 節 高層建築物の災害予防	
		第 8 節 地下空間災害予防計画			第 8 節 地下空間の災害予防	
		第 9 節 一般通信施設、放送施設災害予防計画			第 9 節 一般通信施設、放送施設の災害予防	
		第 10 節 電気施設、ガス施設災害予防計画			第 10 節 電気施設、ガス施設の災害予防	
		第 11 節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害 予防計画			第 11 節 上水道、下水道及び工業用水道施設 の災害予防	
		第 12 節 交通施設災害予防計画			第 12 節 交通施設の災害予防	
	第 2 章 県民等の防災力 の向上	第 1 節 県民が行う防災対策		第 2 章 県民等の防災力 の向上	第 1 節 県民が行う防災対策	
		第 2 節 自主防災体制の整備計画			第 2 節 自主防災体制の整備	
		第 3 節 企業等防災対策の促進計画			第 3 節 企業等防災対策の促進	
		第 4 節 防災知識普及計画			第 4 節 防災知識の普及	
		第 5 節 訓練計画			第 5 節 防災訓練の充実	
		第 6 節 県民の心得			第 6 節 県民の心得	
	第 3 章 効果的な応急活 動のための事前 対策	第 1 節 広域応援・受援体制等整備計画		第 3 章 効果的な応急活 動のための事前 対策	第 1 節 広域応援・受援体制の整備	
		第 2 節 防災施設・資機材等整備計画			第 2 節 防災施設・資機材等の整備	
		第 3 節 災害救助法等運用体制整備計画			第 3 節 災害救助法等の運用体制の整備	
		第 4 節 気象等観測体制整備計画			第 4 節 気象等観測体制の整備	

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧				新				改正理由
第2編 災害予 防計画		第5節 情報通信施設等整備計画				第5節 情報管理体制の整備		
		第6節 広報・広聴体制整備計画				第6節 広報・広聴体制の整備		
		第7節 二次災害の防止体制整備計画				第7節 二次災害の防止体制の整備		
		第8節 避難体制等整備計画				第8節 避難体制の整備		
		第9節 交通・輸送体制整備計画				第9節 交通・輸送体制の整備		
	第3章 効果的な応急活 動のための事前 対策	第10節 帰宅困難者支援体制の整備		第2編 災害予 防計画	第3章 効果的な応急活 動のための事前 対策	第10節 帰宅困難者支援体制の整備		
		第11節 保健医療活動調整計画				第11節 保健医療活動の調整		
		第12節 医療救護体制整備計画				第12節 医療救護体制の整備		
		第13節 要配慮者安全確保体制整備計画				第13節 要配慮者安全確保体制の整備		
		第14節 災害ボランティアの活動環境等整備計画				第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備		
		第15節 災害備蓄物資等整備・供給計画				第15節 災害備蓄物資等の整備・供給		
		第16節 住宅の確保体制整備計画				第16節 住宅の確保体制の整備		
		第17節 保健衛生・防疫体制整備計画				第17節 保健衛生・防疫体制の整備		
		第18節 災害廃棄物処理体制整備計画				第18節 災害廃棄物処理体制の整備		
		第19節 鉱山災害予防計画				第19節 鉱山の災害予防		
		第20節 農業水産業災害予防計画				第20節 農業水産業の災害予防		
		第21節 複合災害予防計画				第21節 複合災害の予防		
		第22節 防災関係機関における業務継続計画				第22節 防災関係機関における業務継続計画		
第3編 災害応 急対策 計画	第1章 活動体制の確立	第1節 災害対策系統図		第3編 災害応 急対策 計画	第1章 活動体制の確立	第1節 災害対策系統図		
		第2節 組織動員計画				第2節 県等の組織体制の確立		
		第3節 自衛隊災害派遣要請計画				第3節 自衛隊の災害派遣要請		
		第4節 応援要請計画				第4節 応援要請		
		第5節 災害救助法適用計画				第5節 災害救助法の適用		
		第6節 要員確保計画				第6節 要員の確保		
		第7節 災害ボランティアの受入・支援計画				第7節 災害ボランティアの受入・支援		
	第2章 災害応急対策活 動	第1節 防災気象情報等伝達計画			第2章 災害応急対策活 動	第1節 防災気象情報等の伝達		
		第2節 被害情報等収集伝達計画				第2節 被害情報等の収集伝達		
		第3節 広報・広聴計画				第3節 広報・広聴		
		第4節 避難計画				第4節 避難対策の実施		
		第5節 水防計画				第5節 水防対策の実施		
		第6節 消防計画				第6節 消防活動		
		第7節 公安警備計画				第7節 警備対策の実施		
		第8節 救出計画				第8節 救出活動		
		第9節 医療救護計画				第9節 医療救護		
		第10節 給水計画				第10節 飲料水の供給		
		第11節 食料供給計画				第11節 食料の供給		
		第12節 生活必需品等供給計画				第12節 生活必需品等の供給		
		第13節 交通対策計画				第13節 交通対策の実施		
		第14節 緊急輸送計画				第14節 緊急輸送の実施		
		第15節 保健衛生、防疫、環境対策計画				第15節 保健衛生、防疫、環境対策		
		第16節 要配慮者支援計画				第16節 要配慮者の支援		

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧			新			改正理由					
		第 17 節 安否情報の提供計画			第 17 節 安否情報の提供						
		第 18 節 遺体搜索及び収容火葬計画			第 18 節 遺体の搜索、収容及び火葬						
		第 19 節 障害物除去計画			第 19 節 障害物の除去						
		第 20 節 文教対策計画			第 20 節 文教対策の実施						
		第 21 節 応急仮設住宅提供等計画			第 21 節 住宅の確保						
		第 22 節 災害廃棄物処理計画			第 22 節 災害廃棄物等の処理						
第 3 編 災害応急対策計画	第 2 章 災害応急対策活動	第 23 節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画		第 2 章 災害応急対策活動	第 23 節 一般通信施設、放送施設の災害応急対策						
		第 24 節 電気施設、ガス施設災害応急対策計画			第 24 節 電気施設、ガス施設の災害応急対策						
		第 25 節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害応急対策計画			第 25 節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害応急対策						
		第 26 節 交通施設災害応急対策計画			第 26 節 交通施設の災害応急対策						
		第 27 節 在港船舶避難対策計画			第 27 節 在港船舶の避難対策						
		第 28 節 土砂災害応急対策計画			第 28 節 土砂災害の応急対策						
		第 29 節 高層建築物災害応急対策計画			第 29 節 高層建築物の災害応急対策						
		第 30 節 地下空間災害応急対策計画			第 30 節 地下空間の災害応急対策						
		第 31 節 二次災害防止計画			第 31 節 二次災害の防止						
		第 32 節 鉱山災害応急対策計画			第 32 節 鉱山の災害応急対策						
		第 33 節 農林水産施設等災害応急対策計画			第 33 節 農林水産施設等の災害応急対策						
		第 34 節 大気汚染による災害応急対策計画			第 34 節 大気汚染による災害応急対策						
		第 4 編 災害復旧・復興計画			第 1 章 災害復旧・災害復興の基本方針		第 1 節 基本方針		第 1 章 災害復旧・災害復興の基本方針	第 1 節 基本方針	
							第 2 節 災害復旧・復興計画の構成			第 2 節 災害復旧・復興計画の構成	
第 3 節 福岡県災害復旧・復興推進本部の設置	第 3 節 福岡県災害復旧・復興推進本部の設置										
第 2 章 災害復旧事業の推進	第 1 節 復旧事業計画			第 1 節 復旧事業計画							
	第 2 節 激甚災害の指定			第 2 節 激甚災害の指定							
第 3 章 被災者等の生活再建等の支援	第 1 節 罹災証明書の発行			第 1 節 罹災証明書の発行							
	第 2 節 被災者台帳の整備			第 2 節 被災者台帳の整備							
	第 3 節 生活相談			第 3 節 生活相談							
	第 4 節 女性のための相談			第 4 節 女性のための相談							
	第 5 節 雇用機会の確保			第 5 節 雇用機会の確保							
	第 6 節 義援金品の受付及び配分等			第 6 節 義援金品の受付及び配分等							
	第 7 節 生活資金の確保			第 7 節 生活資金の確保							
	第 8 節 郵便事業の特例措置			第 8 節 郵便事業の特例措置							
	第 9 節 租税の徴収猶予、減免等			第 9 節 租税の徴収猶予、減免等							
	第 10 節 災害弔慰金等の支給等			第 10 節 災害弔慰金等の支給等							
	第 11 節 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発			第 11 節 災害時の風評による人権侵害を防止するための啓発							
第 4 章 経済復興の支援	第 1 節 金融措置			第 1 節 金融措置							
	第 2 節 流通機能の回復			第 2 節 流通機能の回復							
第 5 章 復興計画	第 1 節 復興計画作成の体制づくり			第 1 節 復興計画作成の体制づくり							
	第 2 節 復興に対する合意形成			第 2 節 復興に対する合意形成							
	第 3 節 復興計画の推進			第 3 節 復興計画の推進							

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・性格等 第 1 節 目的 略 計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。 一 本県の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。 計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。 略 第 2 ～ 3 節 略 第 4 節 用語 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 1 ～ 10 略 11 避難行動要支援者 …… 要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ	第 1 編 総則 第 1 章 計画の目的・性格等 第 1 節 目的 略 計画に基づく災害対策は、以下の事項を基本理念として行うものとする。 一 本県の自然的特性にかんがみ、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図ること。 二 国、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進すること。 三 災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。 四 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護すること。 五 被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護すること。 六 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。 計画の推進に当たっては、重点課題の設定や関係機関の連携強化等を戦略的に行うものとする。また、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るべく、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するために、<u>地方防災会議における委員の性別の偏りを是正する等</u>、防災に関する政策・方針決定過程において、女性や高齢者、障がいのある人などの参画を拡大する。 略 第 2 ～ 3 節 略 第 4 節 用語 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 1 ～ 10 略 11 避難行動要支援者 …… 要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な	記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由																																																												
迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの	避難の確保を図るため特に支援を要するもの																																																													
第2章 風水害防災面から見た福岡県の実態・災害の想定 第1節 県域の概況 第1～第3 略 第4 社会的条件 1～2 略 3 経済・産業の状況 平成 26 年度の県内総生産は 18 兆 1,122 億円で九州・沖縄の約 37.8%、全国の約 3.5%を占めている。 本県の産業構造としては、第 1 次産業(0.7%)、第 2 次産業(19.1%)、第 3 次産業 (79.0%) の総生産額の比率となっており、第 3 次産業のウエイトが高く、第 1 次産業のウエイトが低くなっている。 (平成 26 年度県民経済計算年報 (平成 29 年 3 月発表)) 県内 4 地域を見ると、全地域とも第 3 次産業が最も大きな割合を占めるが、各地域の特徴としては、県全体の産業構成比に対して、福岡地域は第 3 次、北九州地域、筑豊地域は第 2 次、筑後地域は第 1 次及び第 2 次産業の構成比が高い。 第 2 節 福岡県の気象災害の特色 第 1 台風による風水害及び高潮、高波害 1 略 また、1991 年 9 月に長崎県に上陸し、福岡県を北東に通過した台風第 17 号・第 19 号では、死者・行方不明者 14 名、負傷者 765 名、家屋の全半壊 4,448 棟その他風倒木等により農林業も大きな被害を受けた。 略 2 台風による水害 略 ○ 福岡の最大風速 <table><tr><th>順位</th><th>風速m／s</th><th>風向</th><th>年 月 日</th><th>気 象 現 象</th></tr><tr><td>1</td><td>32.5</td><td>N</td><td>1951.10.14</td><td>ルース台風(台風第 15 号)</td></tr><tr><td>2</td><td>30.2</td><td>S</td><td>1956.9.10</td><td>台風第 12 号</td></tr><tr><td>3</td><td>28.7</td><td>NNW</td><td>1945.9.17</td><td>枕崎台風(台風第 16 号)</td></tr><tr><td>4</td><td>27.3</td><td>SSE</td><td>1930.7.18</td><td>—</td></tr><tr><td>5</td><td>27.2</td><td>N</td><td>1950.9.13</td><td>キジア台風(台風第 29 号)</td></tr></table> 観測所福岡管区气象台 (期間 1890 年～2018 年) ○ 福岡の最大瞬間風速	順位	風速m／s	風向	年 月 日	気 象 現 象	1	32.5	N	1951.10.14	ルース台風(台風第 15 号)	2	30.2	S	1956.9.10	台風第 12 号	3	28.7	NNW	1945.9.17	枕崎台風(台風第 16 号)	4	27.3	SSE	1930.7.18	—	5	27.2	N	1950.9.13	キジア台風(台風第 29 号)	第2章 風水害防災面から見た福岡県の実態・災害の想定 第1節 県域の概況 第1～第3 略 第4 社会的条件 1～2 略 3 経済・産業の状況 平成 29 年度の県内総生産は 19 兆 6,792 億円で九州・沖縄の約 38.2%、全国の約 3.5%を占めている。 本県の産業構造としては、第 1 次産業 (0.9%)、第 2 次産業 (20.5%)、第 3 次産業 (78.1%) の総生産額の比率となっており、第 3 次産業のウエイトが高く、第 1 次産業のウエイトが低くなっている。 (平成 29 年度県民経済計算年報 (令和 2 年 3 月発表)) 県内 4 地域を見ると、全地域とも第 3 次産業が最も大きな割合を占めるが、各地域の特徴としては、県全体の産業構成比に対して、福岡地域は第 3 次、北九州地域、筑豊地域は第 2 次、筑後地域は第 1 次及び第 2 次産業の構成比が高い。 第 2 節 福岡県の気象災害の特色 第 1 台風による風水害及び高潮、高波害 1 略 また、1991 年 9 月に長崎県に上陸し、福岡県を北東に通過した台風第 17 号・第 19 号では、死者・行方不明者 14 名、負傷者 891 名、家屋の全半壊 4,448 棟その他風倒木等により農林業も大きな被害を受けた。 略 2 台風による水害 略 ○ 福岡の最大風速 <table><tr><th>順位</th><th>風速m／s</th><th>風向</th><th>年 月 日</th><th>気 象 現 象</th></tr><tr><td>1</td><td>32.5</td><td>N</td><td>1951.10.14</td><td>ルース台風(台風第 15 号)</td></tr><tr><td>2</td><td>30.2</td><td>S</td><td>1956.9.10</td><td>台風第 12 号</td></tr><tr><td>3</td><td>28.7</td><td>NNW</td><td>1945.9.17</td><td>枕崎台風(台風第 16 号)</td></tr><tr><td>4</td><td>27.3</td><td>SSE</td><td>1930.7.18</td><td>—</td></tr><tr><td>5</td><td>27.2</td><td>N</td><td>1950.9.13</td><td>キジア台風(台風第 29 号)</td></tr></table> 観測所福岡管区气象台 (期間 1890 年～2020 年) ○ 福岡の最大瞬間風速	順位	風速m／s	風向	年 月 日	気 象 現 象	1	32.5	N	1951.10.14	ルース台風(台風第 15 号)	2	30.2	S	1956.9.10	台風第 12 号	3	28.7	NNW	1945.9.17	枕崎台風(台風第 16 号)	4	27.3	SSE	1930.7.18	—	5	27.2	N	1950.9.13	キジア台風(台風第 29 号)	記載の適正化
順位	風速m／s	風向	年 月 日	気 象 現 象																																																										
1	32.5	N	1951.10.14	ルース台風(台風第 15 号)																																																										
2	30.2	S	1956.9.10	台風第 12 号																																																										
3	28.7	NNW	1945.9.17	枕崎台風(台風第 16 号)																																																										
4	27.3	SSE	1930.7.18	—																																																										
5	27.2	N	1950.9.13	キジア台風(台風第 29 号)																																																										
順位	風速m／s	風向	年 月 日	気 象 現 象																																																										
1	32.5	N	1951.10.14	ルース台風(台風第 15 号)																																																										
2	30.2	S	1956.9.10	台風第 12 号																																																										
3	28.7	NNW	1945.9.17	枕崎台風(台風第 16 号)																																																										
4	27.3	SSE	1930.7.18	—																																																										
5	27.2	N	1950.9.13	キジア台風(台風第 29 号)																																																										
		記載の適正化																																																												
		記載の適正化																																																												

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧					新					改正理由
順位	風速m／s	風向	年 月 日	気 象 現 象	順位	風速m／s	風向	年 月 日	気 象 現 象	記載の適正化
1	49.3	S	1987.8.31	台風第12号	1	49.3	S	1987.8.31	台風第12号	
2	49.0	S	2006.9.17	台風第13号	2	49.0	S	2006.9.17	台風第13号	
3	46.0	SSE	1978.9.15	台風第18号	3	46.0	SSE	1978.9.15	台風第18号	
4	44.7	SSE	1991.7.29	台風第9号	4	44.7	SSE	1991.7.29	台風第9号	
5	44.6	WNW	1991.9.27	台風第19号	5	44.6	WNW	1991.9.27	台風第19号	記載の適正化
観測所福岡管区気象台（期間1937年～2018年）					観測所福岡管区気象台（期間1937年～2020年）					
3 略					3 略					
第2～第4 略					第2～第4 略					
第3節 略					第3節 略					
第3章 防災関係機関等の業務大綱					第3章 防災関係機関等の業務大綱					防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正
防災関係機関等は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。					防災関係機関等は、その施策が直接的なものであるか間接的なものであるかを問わず、一体となって災害の防止に寄与するよう配慮しなければならない。					
特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。					特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練・計画的かつ継続的な研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。					
各防災関係機関等の防災活動の実施責任の所在及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。					各防災関係機関等の防災活動の実施責任の所在及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。					
第1節 略					第1節 略					
第2節 処理すべき事務又は業務の大綱					第2節 処理すべき事務又は業務の大綱					災害対策基本法改正に基づく修正
第1 県略					第1 県略					
・他の都道府県との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること					・他の都道府県との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること					
略					略					
・緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること					・緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の確認及び確認証明書の交付に関すること					
略					略					記載の適正化
第2 市町村略					第2 市町村略					
・他の市町村との相互応援及び広域一時滞在についての協定の締結に関すること					・他の市町村との相互応援及び広域避難、広域一時滞在についての協定の締結に関すること					

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
略 ・避難の準備情報・勧告・指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設に関すること 略 第3～第7 略 第3節 県民及び企業等の基本的責務 第1 県民の基本的責務 県民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に災害に備えるものとする。 また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。 第2 略 第4章 計画の運用等 第1節～第3節 略 第5章 災害に関する調査研究の推進 略 第2編災害予防計画 第1章防災基盤の強化 第1節 治水治山計画 県、市町村及び関係機関は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、	略 ・避難の準備・指示及び避難者の誘導並びに指定避難所の開設に関すること 略 第3～第7 略 第3節 県民及び企業等の基本的責務 第1 県民の基本的責務 県民は、自らの身の安全は自らが守るとの観点に立って、平常時から、地域における災害の危険性を把握し、避難等の行動を確認するほか、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、<u>自動車へのこまめな満タン給油</u>や家具等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策を講ずるとともに、地域の防災訓練等に積極的に参加し、自主防災組織の結成・活動を進めるなど、日ごろから自主的に災害に備えるものとする。 また、災害時には自主的な相互救済活動を行うとともに、行政機関が行う防災活動と連携・協力するものとし、内閣総理大臣から、社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資又は燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しない等の必要な協力を求められた場合は、これに応じるよう努めるものとする。 第2 略 第4章 計画の運用等 第1節～第3節 略 第5章 災害に関する調査研究の推進 略 第2編 災害予防計画 第1章 防災基盤の強化 第1節 治水治山の対策 県、市町村及び関係機関は、河川、ため池の決壊並びに山地崩壊等による災害を未然に防止し、治水、治山の総合的対策を推進するため、	防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。 また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮するものとする。 第1 治水計画 1 河川対策 （1）河川の改修 ア～オ 略 カ ダム 県下で市街化が著しい地域の中小河川沿岸流域において局地的な集中豪雨に伴う洪水等の災害を低減するため、県下中小河川の改修を進めているが、その一環として上流に洪水調節を目的としたダムを建設し、管理する。 （ア）既設ダム 略 （イ）試験堪水中のダム 略 （2）洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知 ア～ウ 略 エ 洪水浸水想定区域における避難措置等の住民への周知 洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪	危険箇所の実態を把握するとともに、必要な区域の指定等を行い、各年度における計画的な災害防止事業を実施する。 また、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるよう努めるとともに、災害防止事業の実施時には、環境や景観へも配慮するものとする。 <u>さらに、水災については、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「福岡県大規模氾濫減災協議会」等を活用し、国、県、市町村、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</u> <u>県及び市町村は、治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、高潮、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、地方公共団体は、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u> 第1 治水計画 1 河川対策 （1）河川の改修 ア～オ 略 カ ダム 県下で市街化が著しい地域の中小河川沿岸流域において局地的な集中豪雨に伴う洪水等の災害を低減するため、県下中小河川の改修を進めているが、その一環として上流に洪水調節を目的としたダムを建設し、管理する。 <u>また、水害の激甚化、治水対策の緊要性、ダム整備の地理的な制約等を勘案し、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を組織し、利水ダム等の事前放流の取組を推進するものとする。</u> （ア）既設ダム 略 （イ）試験堪水中のダム 略 <u>キ 貯留機能保全区域</u> <u>県は、河川に隣接する低地その他の河川の氾濫に伴い浸入した水又は雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、都市浸水の拡大を抑制する効用があると認められる区域を、貯留機能保全区域として指定するものとする。</u> （2）洪水浸水想定区域等の把握及び住民等への周知 ア～ウ 略 エ 洪水浸水想定区域における避難措置等の住民への周知 洪水浸水想定区域をその区域に含む市町村長は、市町村防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、洪水に係る避難訓練に関する事項その他洪	記載の適正化及び防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する<u>ことに努めるものとする。</u> また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。 オ 市町村防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応（施設の所有者・管理者）略 市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めることとする。 浸水想定区域内に位置し、市町村防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び作成した計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるとともに、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。 2 ため池対策 (1) 略 (2) 安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備 県は、ため池の管理者である市町村及び水利組合等と連携してため池を調査し安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備を図る。 市町村等は、ため池に関するハザードマップを作成し、<u>住民等への周知に努める。</u>	水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに洪水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）<u>を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努めるとともに、その他の必要な措置を講じるものとする。</u>その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する<u>とともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。</u> また、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、食料、飲料水を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。 オ 市町村防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応（施設の所有者・管理者）略 市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めることとする。 <u>また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。</u> 浸水想定区域内に位置し、市町村防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び作成した計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるとともに、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市町村長に報告するものとする。 2 ため池対策 (1) 略 (2) 安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備 県は、ため池の管理者である市町村及び水利組合等と連携してため池を調査し安全対策の指導及び防災情報連絡体制の整備を図る。 市町村等は、<u>ため池に関するハザードマップの作成にあたっては、ワークショップを開催するなど十分に地域と連携するとともに、作成後においては、説明会や防災学習などの場などを通じて継続的な住民への分かりやすい周知に努める。</u>	令和2年7月豪雨災害を踏まえた修正 防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 令和2年7月豪雨災害を踏まえた修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
3 略 第2 略 第2節 土砂災害防災計画 第1 土石流対策 1 土石流危険渓流の定義 この計画において「土石流危険渓流」とは、土石流の発生の危険性があり、人家（人家がない場合でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に被害を生ずるおそれがあるとされた渓流で、資料編Ⅱ（災害危険箇所一覧）に掲げるものをいう。 資料編Ⅱ（災害危険箇所一覧）－土石流発生危険箇所 参照 2 対策 （1）略 （2）避難路の整備等 避難路の整備等については本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第8節「避難体制等整備計画」による。 （3）～（6） 略 第2 地すべり対策 1～3 略 4 対策 （1）～（2） 略 （3）地すべり防止工事の実施 地すべり対策事業の実施により、地すべり防止に努める。 なお、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 第3 急傾斜地崩壊対策 略 1～3 略 第4 土砂災害防止対策 1 略 2 対策 （1）略 （2）土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村長は、市町村防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を印刷物等（ハザードマップ等）により住民等に周知する。 なお、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明	3 略 第2 略 第2節 土砂災害の防止 第1 土石流対策 1 土石流危険渓流の定義 この計画において「土石流危険渓流」とは、土石流の発生の危険性があり、人家（人家がない場合でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む）に被害を生ずるおそれがあるとされた渓流で、資料編（災害危険箇所一覧）に掲げるものをいう。 資料編（災害危険箇所一覧）－土石流危険渓流 参照 2 対策 （1）略 （2）避難路の整備等 避難路の整備等については本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第8節「避難体制の整備」による。 （3）～（6） 略 第2 地すべり対策 1～3 略 4 対策 （1）～（2） 略 （3）地すべり防止工事の実施 地すべり対策事業の実施により、地すべり防止に努める。 なお、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう、土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。 第3 急傾斜地崩壊対策 略 1～3 略 第4 土砂災害防止対策 1 略 2 対策 （1）略 （2）土砂災害警戒区域の指定に係る必要事項の周知 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村長は、市町村防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を印刷物等（ハザードマップ等）を作成し、住民説明会、避難訓練、防災学習などの場において利用方法を説明するなど、継続的な住民への分かりやすい周知に努める。 なお、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明	記載の適正化 災害対策基本法改正に基づく修正 令和2年7月豪雨災害を踏まえた修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
した区域についても、土砂災害警戒区域の指定後、上記と同様の措置を講ずるものとする。 資料編Ⅱ（災害危険箇所一覧）－土砂災害警戒区域指定一覧表 参照 資料編Ⅱ（災害危険箇所一覧）－土砂災害特別警戒区域指定一覧表 参照 （３）土砂災害対策施設の整備等 県は、<u>土石流危険渓流、地すべり危険箇所及び急傾斜地崩壊危険箇所等における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等を推進する。</u> 第５～第６ 略 第３節 高潮等対策計画 第１ 略 第２ 海岸高潮対策 １ 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知 ア 浸水想定区域の指定 県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。 略 イ 略 ウ 市町村防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応（施設の所有者・管理者） 本編第１章「防災基盤の強化」第１節「治水治山計画」第１「治水計画」１「河川対策」（２）浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」オに準ずる ２～３ 略 第３ 略 第４節 火災予防計画 第１ 消防力の強化 １～８ 略 ９ 市町村相互の応援体制の強化 （１）市町村は、災害時における消防活動の万全を期するため、<u>消防組織法第 21 条の規定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し消防体制の確立を図るものとする。</u> （２）略 第２ 略	した区域についても、土砂災害警戒区域の指定後、上記と同様の措置を講ずるものとする。 資料編（災害危険箇所一覧）－土砂災害警戒区域指定一覧表 参照 資料編（災害危険箇所一覧）－土砂災害特別警戒区域指定一覧表 参照 （３）土砂災害対策施設の整備等 県は、<u>土砂災害のおそれがある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等を推進する。</u> 第５～第６ 略 第３節 高潮等<u>の</u>対策 略 第１ 略 第２ 海岸高潮対策 １ 浸水想定区域等の把握及び住民等への周知 ア 浸水想定区域の指定 県は、高潮特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する海岸として指定した海岸等について、想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。 略 イ 略 ウ 市町村防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応（施設の所有者・管理者） 本編第１章「防災基盤の強化」第１節「治水治山<u>の</u>対策」第１「治水計画」１「河川対策」（２）浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」オに準ずる ２～３ 略 第３ 略 第４節 火災<u>の</u>予防 第１ 消防力の強化 １～８ 略 ９ 市町村相互の応援体制の強化 （１）市町村は、災害時における消防活動の万全を期するため、<u>消防相互応援協定に基づき消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、消防相互応援体制の整備を推進し、消防体制の確立を図るものとする。</u> （２）略 第２ 略	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
第5節 都市防災化計画 県及び市町村は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。 略 第6節 建築物及び文化財等災害予防計画 第1 建築物等の災害予防対策 1 建築物等に対する指導 老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。 また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。 第7節 高層建築物災害予防計画 略 第8節 地下空間災害予防計画 略 このため、地下街、ビルの地下施設、地下駐車場、地下鉄等の地下空間の所有者、管理者、占有者（以下「地下空間の管理者等」という。）、河川管理者、県、市町村、消防機関、警察等は、本章第1節「治水治山計画」第1「治水計画」1「河川対策」（2）「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」に掲げる事項のほか、次に掲げる各事項の推進を図り、もって地下空間における災害を未然に防止するものとする。 第1 浸水災害予防対策 1 浸水被害予防対策 （1） 略 （2）浸水対策事業の実施 河川管理者、県（下水道課）及び市町村は、本章第1節「治水治山計画」及び第11節「上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防計画」に基づき、地下空間利用が高度に発達し、災害が発生するおそれのある地区において、雨水対策下水道事業及び河川事業を組み合わせ重点的な対策を推進する。 （3） 略	第5節 都市構造の防災化 県及び市町村は、建築物の不燃化、都市空間の確保と整備、市街地再開発事業等により過密化した都市環境の整備、防災対策の改善を図るとともに、その中から事業の緊急性等を勘案し、広域避難地、避難路等の整備に係るものを中核とした防災対策緊急事業計画を策定し、都市の防災化対策を推進する。 <u>市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。</u> 略 第6節 建築物及び文化財等の災害予防 第1 建築物等の災害予防対策 1 建築物等に対する指導 <u>県及び市町村は、老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である又は衛生上有害であると認められる場合には、補修等必要な措置の指導及び建築物の窓ガラス、外装材等の落下物予防措置やブロック塀等の倒壊防止の指導を行う。</u> <u>県、市町村及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。</u> また、がけ地の崩壊等による危険から住民の生命の安全を確保するため、建築基準法第39条の規定による災害危険区域を指定し、住宅等の建築制限を行う。 第7節 高層建築物の災害予防 略 第8節 地下空間の災害予防 略 略 このため、地下街、ビルの地下施設、地下駐車場、地下鉄等の地下空間の所有者、管理者、占有者（以下「地下空間の管理者等」という。）、河川管理者、県、市町村、消防機関、警察等は、本章第1節「治水治山の対策」第1「治水計画」1「河川対策」（2）「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」に掲げる事項のほか、次に掲げる各事項の推進を図り、もって地下空間における災害を未然に防止するものとする。 第1 浸水災害予防対策 1 浸水被害予防対策 （1） 略 （2）浸水対策事業の実施 河川管理者、県（下水道課）及び市町村は、本章第1節「治水治山の対策」及び第11節「上水道、下水道及び工業用水道施設の災害予防」に基づき、地下空間利用が高度に発達し、災害が発生するおそれのある地区において、雨水対策下水道事業及び河川事業を組み合わせ重点的な対策を推進する。 （3） 略	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
(4) 浸水想定区域内の地下街等の指定 本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山計画」第1「治水計画」1「河川対策」(2)「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」イに準ずる 2 情報収集伝達体制の整備 (1) 地下空間の管理者等への情報伝達体制の整備 地下空間の管理者等が災害時に適切な対応をとるためには、的確な洪水情報等の把握が不可欠であることから、本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山計画」第1「治水計画」1「河川対策」(2)「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」イに準ずるほか、河川管理者は水防管理者（市町村）に河川の水位等の状況を迅速かつ的確に伝達するとともに、市町村は地下空間の管理者等に対して迅速かつ的確に伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。 (2) 利用者等への情報伝達体制の確立 本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山計画」第1「治水計画」1「河川対策」(2)「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」ウに準ずる (3) 略 3 避難体制の整備 (1) 避難体制の整備 市町村は、地下空間において、浸水による被害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、迅速かつ的確に<u>避難勧告</u>等を行えるよう体制を整備する。 (2) ～ (3) 略 4 住民等への周知等 (1) ～ (3) 略 (4) 浸水想定区域の指定に関する計画の作成（地下街等の所有者等） 本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山計画」第1「治水計画」1「河川対策」(2)「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」オに準ずる。 (5) 略 第2～第3 略 第9節 一般通信施設、放送施設災害予防計画 第1 国内通信施設災害予防対策 1～4 略 5 防災に関する防災機関との協調 (1) ～ (3) 略	(4) 浸水想定区域内の地下街等の指定 本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山の対策」第1「治水計画」1「河川対策」(2)「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」イに準ずる 2 情報収集伝達体制の整備 (1) 地下空間の管理者等への情報伝達体制の整備 地下空間の管理者等が災害時に適切な対応をとるためには、的確な洪水情報等の把握が不可欠であることから、本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山の対策」第1「治水計画」1「河川対策」(2)「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」イに準ずるほか、河川管理者は水防管理者（市町村）に河川の水位等の状況を迅速かつ的確に伝達するとともに、市町村は地下空間の管理者等に対して迅速かつ的確に伝達するための体制及び施設、設備の充実を図る。 (2) 利用者等への情報伝達体制の確立 本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山の対策」第1「治水計画」1「河川対策」(2)「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」ウに準ずる (3) 略 3 避難体制の整備 (1) 避難体制の整備 市町村は、地下空間において、浸水による被害が発生し、又は発生するおそれのある場合に、迅速かつ的確に<u>避難指示</u>等を行えるよう体制を整備する。 (2) ～ (3) 略 4 住民等への周知等 (1) ～ (3) 略 (4) 浸水想定区域の指定に関する計画の作成（地下街等の所有者等） 本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山の対策」第1「治水計画」1「河川対策」(2)「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」オに準ずる。 (5) 略 第2～第3 略 第9節 一般通信施設、放送施設の災害予防 第1 国内通信施設災害予防対策 1～4 略 5 防災に関する防災機関との協調 (1) ～ (3) 略 <u>(4) 事前伐採等</u> 県及び通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるも	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 災害対策基本法改正に基づく修正 記載の適正化 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
第2 略 第10節 電気施設、ガス施設災害予防計画 第1 電気施設災害予防対策（九州電力株式会社） 1 防災体制 本店、支社及び現業機関等は、防災業務計画に基づき非常災害時の具体的措置を定めるものとする。 2～6 略	のとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。 第2 略 第10節 電気施設、ガス施設の災害予防 第1 電気施設災害予防対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社） 1 防災体制 本店、支店・支社及び現業機関等は、防災業務計画に基づき非常災害時の具体的措置を定めるものとする。 2～6 略 7 防災関係機関との連携 （1）県及び電気事業者等は、大規模な災害発生のおそれがある場合、それぞれが所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。 （2）県及び電気事業者は、倒木等により電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市町村との協力を努めるものとする。 第2 略 第11節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害予防計画 第1 略 第2 下水道施設災害予防対策 1～2 略 3 対策 （1）浸水想定区域等の把握及び住民等への周知 ア 浸水想定区域の指定 県は、雨水出水特別警戒水位に到達した旨の情報を提供する公共下水道等の排水施設等として指定した排水施設等について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村長に通知するものとする。 市町村は、雨水出水浸水想定区域の指定のあったときは、市町村防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、雨水出水情報等の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項並びに浸水区域内に地下街等で雨水出水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の	分社化に伴う修正 防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正 記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で雨水出水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等の所有者又は管理者から申し出があった施設で雨水出水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について、市町村防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する雨水出水予報等の伝達方法を定めるものとする。 イ 略 ウ 市町村防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応 本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山計画」第1「治水計画」1「河川対策」（2）浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」オに準ずる エ 略 （2）～（3） 略 （4）施設機能の維持 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。 （5） 略 第3 略 第12節 交通施設災害予防計画 道路、鉄道、港湾、空港等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。 また、基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努めるものとし、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。 第1 道路施設 1 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク計画、啓開道路 （1）緊急交通路 <u>大規模災害発生時に緊急交通路として指定する予定の道路をあらかじめ選定して、重点的に道路、施設等の安全性を強化し、災害発生時における被害の軽減及び的確かつ円滑な災害応急対策に資</u>	浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で雨水出水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等の所有者又は管理者から申し出があった施設で雨水出水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について、市町村防災計画に定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は、市町村防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する雨水出水予報等の伝達方法を定めるものとする。 イ 略 ウ 市町村防災計画に名称及び所在地を定められた施設等の対応 本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山の対策」第1「治水計画」1「河川対策」（2）浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」オに準ずる エ 略 （2）～（3） 略 （4）施設機能の維持 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。<u>併せて、浸水により機能が停止することがないように、下水道施設の耐水化計画を作成し、下水道施設の整備に努めるものとする。</u> （5） 略 第3 略 第12節 交通施設の災害予防 道路、鉄道、港湾、空港等の管理者は、災害を防止するため所管する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うものとする。 また、基幹的な交通施設については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備、<u>海上・航空交通ネットワークの機能強化</u>、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化等により、大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保に努めるものとし、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路については、必要に応じ、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。 第1 道路施設 1 緊急交通路、緊急輸送道路ネットワーク計画、啓開道路 （1）緊急交通路	令和2年7月豪雨災害を踏まえた修正 防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
する。<u>あらかじめ大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定し、選定緊急交通路を重点に道路及び施設等の安全性を強化し、大規模災害の防止及び軽減並びに災害発生時における迅速、的確な災害応急対策に資する。</u> （２）～（３） 略 ２～４ 略 第２ 鉄道施設 １ 九州旅客鉄道株式会社 （１）～（４） 略 第３ 港湾施設等 １ 略 ２ 整備方針 係留施設については、海陸双方のアクセス、危険物からの保安距離、通常時に扱う主要貨物の性状、荷さばき地の面積など、必要な条件を満たす既存の係留施設の補強によるか、あるいは新たに整備される係留施設の堅牢性を強化することによって、その必要量を確保する。 待機広場は、既存の港湾緑地等を活用することとし、著しく不足する場合には、港湾緑地等を新たに整備するときに待機広場の必要面積を勘案することによって必要量を確保する。 なお、港湾管理者は、港湾における高潮リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災対策を推進するとともに、コンテナ等の野外蔵置貨物が津波避難に支障をきたさないよう、流出防止対策を推進するものとする。	あらかじめ大規模災害発生時における緊急通行車両の通行を確保すべき道路（以下「緊急交通路」という。）を選定して、重点的に道路、施設等の安全性を強化し、災害発生時における被害の軽減及び的確かつ円滑な災害応急対策に資する。 （２）～（３） 略 （４）災害における交通マネジメント ア 九州地方整備局は、災害時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、必要に応じて「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。 イ 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。 ２～４ 略 第２ 鉄道施設 １ 九州旅客鉄道株式会社 （１）～（４） 略 （５）車両基地及び車両に対する浸水対策 新幹線における車両及び重要施設の浸水被害軽減のため、車両避難計画に基づく、車両避難等の措置を講ずるものとする。 第３ 港湾施設等 １ 略 ２ 整備方針 係留施設については、海陸双方のアクセス、危険物からの保安距離、通常時に扱う主要貨物の性状、荷さばき地の面積など、必要な条件を満たす既存の係留施設の補強によるか、あるいは新たに整備される係留施設の堅牢性を強化することによって、その必要量を確保する。 待機広場は、既存の港湾緑地等を活用することとし、著しく不足する場合には、港湾緑地等を新たに整備するときに待機広場の必要面積を勘案することによって必要量を確保する。 また、近年の高波災害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。 なお、港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進するとともに、コンテナ等の野外蔵置貨物が津波避難に支障をきたさないよう、流出防止対策を推進するものとする。 また、港湾管理者は、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者と情報共有することにより連携を強化するものとする。 さらに、港湾管理者は、走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域において、船舶の避難水域を確保するため、必要に応じて、防波堤の整備を行うものとする。	記載の適正化 災害時交通マネジメント検討会」を組織するため 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
第4 略 <u>第2章 県民等の防災力の向上</u> 第1節 県民が行う防災対策 1 防災に関する知識の修得 (1)～(3) 略 (4) 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や<u>避難勧告</u>等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等） (5) 略 2～8 略 第2節 自主防災体制の整備計画 第1 略 第2 自主防災体制の整備 1 略 2 活動内容 (1) 平常時の活動内容 ア 自主防災組織の防災計画書の作成 (ア)～(オ) (カ) 指定緊急避難場所、避難道路、<u>避難勧告</u>等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。 (キ)～(ケ) 略 イ～カ 略 (2) 災害発生時の活動内容 ア～ウ 略 エ 避難の実施 市町村長や警察官等から<u>避難勧告</u>等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。 略 オ 略 3 自主防災組織の育成・指導 (1) 略 (2) 市町村の役割 ア～カ 略 4～6 略	第4 略 <u>第2章 県民等の防災力の向上</u> 第1節 県民が行う防災対策 1 防災に関する知識の修得 (1)～(3) 略 (4) 災害時にとるべき行動（初期消火、警報・注意報発表時や<u>避難指示</u>等発表時の行動、避難方法、指定避難所での行動、的確な情報収集等） (5) 略 2～8 略 第2節 自主防災体制の整備 略 第1 略 第2 自主防災体制の整備 1 略 2 活動内容 (1) 平常時の活動内容 ア 自主防災組織の防災計画書の作成 (ア)～(オ) (カ) 指定緊急避難場所、避難道路、<u>避難指示</u>等の伝達、誘導方法、避難時の携行物資に関すること。 (キ)～(ケ) 略 イ～カ 略 (2) 災害発生時の活動内容 ア～ウ 略 エ 避難の実施 市町村長や警察官等から<u>避難指示</u>等が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導するとともに、自らも避難する。 略 オ 略 3 自主防災組織の育成・指導 (1) 略 (2) 市町村の役割 ア～カ 略 <u>キ また、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。なお、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</u> 4～6 略	災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
第3節 企業等防災対策の促進計画 第1 略 第2 企業等の防災組織 企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や県民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。 企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。 1～12 略 第3 県、市町村の役割 1 略 2 事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発 県及び市町村は、企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画（BCP）の策定支援及び事業継続マネジメント構築支援に努める。 さらに、県においては、国や関係団体と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業の事業継続計画策定を推進する。 3～5 略 6 商工会・商工会議所等との連携 県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の構築整備に努めるものとする。 県は、商工会・商工会議所がその地区を管轄する市町村と共同して策定する、小規模事業者の防災・減災対策を支援するための事業継続力強化支援計画の策定支援に努めるものとする。 第4節 防災知識普及計画 第1 県民等に対する防災知識の普及 県、市町村、自主防災組織及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。 また、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できる	第3節 企業等防災対策の促進 第1 略 第2 企業等の防災組織 企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や県民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。 <u>また、企業等は豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</u> 企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。 1～12 略 第3 県、市町村の役割 1 略 2 事業継続計画（BCP）及び事業継続マネジメント（BCM）の普及啓発 県及び市町村は、企業等に対して、関係団体と緊密に連携し、企業等の事業継続計画及び事業継続マネジメント構築支援に努める。 さらに、県においては、国や関係団体と連携し、事業継続計画策定に関するセミナーの開催等を行い、企業の事業継続計画策定を推進する。 3～5 略 6 商工会・商工会議所等との連携 県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等との連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。 県は、商工会・商工会議所がその地区を管轄する市町村と共同して策定する、小規模事業者の防災・減災対策を支援するための事業継続力強化支援計画の策定及び実行支援を行うものとする。 第4節 防災知識の普及 第1 県民等に対する防災知識の普及 県、市町村、自主防災組織及び防災関係機関は、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を住民に周知し、住民の理解と協力を得るものとする。 また、過去に発生した災害被害などを示しながらその危険性を周知させるとともに、災害発生時に県民が的確な判断に基づき行動できる	防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 記載の適正化 字句の修正 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
よう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行事が基本となることを踏まえ、<u>警報等や避難勧告等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。その際には、要配慮者への対応や被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。</u> また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。 さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行うものとする。 1 一般啓発 （１）啓発の内容 ア 災害に関する基礎知識や、５段階の警戒レベル、災害発生時、<u>警報等発表時、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識</u> イ～カ 略 キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で<u>災害発生時</u>にとるべき行動 ケ 緊急地震速報、津波警報等、防災気象情報、<u>避難勧告等</u>に関する知識 コ 指定緊急避難場所や指定避難所での行動、避難路、その他避難対策に関する知識 サ 避難生活に関する知識 シ 応急手当方法等に関する知識	よう、防災に関する知識の普及啓発を図るものとし、県、市町村及び防災関係機関は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基盤となる防災地理情報を整備するとともに、<u>専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、気候変動の影響も踏まえた防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、災害による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、警報等や避難指示等の意味と内容の説明など、啓発活動を住民等に対して行うものとする。その際には、要配慮者への対応や被災時における多様な性のニーズにも留意する。</u> <u>県及び市町村は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・ＤＶの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u> また、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。 さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、<u>ハザードマップや防災に関するテキスト、マニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を行うものとする。</u> <u>なお、ハザードマップ等の活用に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと、自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）に惑わされないこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</u> 1 一般啓発 （１）啓発の内容 ア 災害に関する基礎知識や、５段階の警戒レベル、災害発生時、<u>警報等発表時、避難指示、高齢者等避難の発令時に具体的にとるべき行動に関する知識</u> イ～カ 略 キ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害が<u>発生し、または発生するおそれがある場合にとるべき行動</u> ケ 緊急地震速報、津波警報等、防災気象情報、<u>避難指示等</u>に関する知識 コ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u> サ <u>指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避</u>	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 記載の適正化 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
ス 早期自主避難の重要性に関する知識 セ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識 ソ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルール等の取決め等）の事前確認 タ 災害情報の正確な入手方法 チ 要配慮者への配慮 ツ 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識 テ 出火の防止及び初期消火の心得 ト 水道、電力、ガス、通信サービスなどの地震災害時の心得 ナ 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等） ニ その他の必要な事項 （２） 略 ２ 略 ３ 学校教育を通じての普及 学校教育の中での防災教育は、地域の実状に則した防災教育を、多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施された場合、大きな効果をあげる可能性がある。 略 第２ 略 第３ 職員に対する防災教育 略 また、国、県、市町村及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。 第４～５ 略 第６ 防災知識の普及に際しての留意点等 県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水	<u>難場所、避難経路等の確認</u> <u>シ 避難生活に関する知識</u> <u>ス 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u> <u>セ 応急手当方法等に関する知識</u> <u>ソ 早期自主避難の重要性に関する知識</u> <u>タ コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識</u> <u>チ 災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の事前確認</u> <u>ツ 災害情報の正確な入手方法</u> <u>テ 要配慮者への配慮</u> <u>ト 災害時における風評による人権侵害を防止するための知識</u> <u>ナ 出火の防止及び初期消火の心得</u> <u>ニ 水道、電力、ガス、通信サービスなどの地震災害時の心得</u> <u>ヌ 被災地支援に関する知識（小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等）</u> <u>ネ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動</u> <u>ノ その他の必要な事項</u> （２） 略 ２ 略 ３ 学校教育を通じての普及 学校教育の中での防災教育は、地域の災害リスクに基づいた防災教育を、多数の人々を対象に、体系的かつ継続的に実施しうる条件を最も有している。そのため、幼稚園から大学まで一貫した方針のもとに防災教育が実施された場合、大きな効果をあげる可能性がある。 略 第２ 略 第３ 職員に対する防災教育 略 また、国、県、市町村及び防災関係機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携、<u>専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等</u>により、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。 第４～５ 略 第６ 防災知識の普及に際しての留意点等 県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
防、土砂災害、二次災害防止に関する総合的な防災知識の普及を実施するものとする。 防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。 第7～第8 略 第5節 訓練計画 第1 略 第2 各種訓練 1 応急対策計画確認訓練 応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施するものとする。なお、訓練は以下の要領で実施するものとする。 (1) 県、市町村及び関係機関は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者等の確認を行う。 (2)～(4) 略 2～5 略 6 医療救護訓練 略 各医療機関は、災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練の実施に努める。 災害医療統率者等を対象とした研修、講習会については、基幹災害拠点病院において実施する。 7～8 略 第3 略 第4 防災訓練に際しての留意点等 県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。 また、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。	防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な防災知識の普及を実施するものとする。 防災知識の普及の際には、要配慮者や子育て中の親子等にも十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。 また、県及び市町村は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。 第7～第8 略 第5節 防災訓練の充実 第1 略 第2 各種訓練 1 応急対策計画確認訓練 応急対策計画の実効性の確認を主眼とした訓練を実施するものとする。なお、訓練は以下の要領で実施するものとする。 (1) 県、市町村及び関係機関は、応急対策の流れ、情報連絡系統（連絡窓口）等の確認を行う。また、協定締結先機関の協力を得て、協定内容とその実効性、協定先担当者、要請手続等の確認を行う。 (2)～(4) 略 2～5 略 6 医療救護訓練 略 医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努めるものとする。 また、作成したマニュアルに基づく自主訓練の実施に努めるものとする。 災害医療統率者等を対象とした研修、講習会については、基幹災害拠点病院において実施する。 7～8 略 第3 略 第4 防災訓練に際しての留意点等 県及び市町村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。 また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。 県及び市町村は、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 記載の適正化 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 記載の適正化 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。 さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方に十分配慮するよう努めるものとする。 略 第6節 県民の心得 第1 家庭における心得 1 略 2 大雨・台風等風水害発生時の心得 (1) 略 (2) 危険を感じたら、あるいは避難勧告等が発令されたらすぐに避難する。 「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。 (3) 屋内での退避等の安全確保措置の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、屋内のなるべく安全な場所に避難するとともに救援を呼び、救助を待つ。 屋内での退避等の安全確保措置の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間などには、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所に避難し、救援を呼び救助を待つ。 (4)～(9) 略 3 略 4 土砂災害発生時の心得 (1) 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、避難勧告等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。 略 (2) 略	<u>拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。</u> 訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。訓練後には評価を行い、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。 さらに、訓練の際には、避難行動要支援者の多様なニーズに十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時における多様な性のニーズに十分配慮するよう努めるものとする。 略 第6節 県民の心得 第1 家庭における心得 1 略 2 大雨・台風等風水害発生時の心得 (1) 略 (2) 危険を感じたら、あるいは避難指示等が発令されたらすぐに避難する。 「これくらいの雨なら大丈夫」と思っているうちに、避難できなくなるため、近所の様子見をせず、率先して避難する。 (3) 緊急安全確保の指示が発令された場合や避難が危険と判断される場合は、<u>高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など、安全を確保しつつ、救援を呼び、救助を待つ。</u> 緊急安全確保の指示が発令された場合、水深や水の流れの速さをみて避難が危険と判断される場合、腰まで水につかる場合、夜間などには、無理せず建物の二階以上（できれば鉄筋コンクリートなど堅固な建物）のできるだけ崖や斜面から離れた部屋など高い所や近傍の堅固な建物などに避難し、救援を呼び救助を待つ。 (4)～(9) 略 3 略 4 土砂災害発生時の心得 (1) 土砂災害は、突然発生し、逃げる余裕がないことが多いことから、<u>避難指示等の発令前でも、前兆現象（前触れ）に気づいたら、早めに避難する。</u> 略 (2) 略	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 記載の適正化 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
５ 略 第２ 略 <u>第３章 効果的な応急活動のための事前対策</u> 第１節 広域応援・受援体制等整備計画 大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。また、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、<u>近隣の地方公共団体に加えて、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結にも考慮するものとする。</u> 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県及び市町村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。 市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。 県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。 第１ 略 第２ 市町村間の相互協力体制の整備 市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時	５ 略 第２ 略 <u>第３章 効果的な応急活動のための事前対策</u> 第１節 広域応援・受援体制の整備 大規模災害時における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、連携強化を進めることにより、平常時より体制を整備し、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策が行えるように努めるものとする。 県は、災害応急対策を行うために必要な場合、指定行政機関、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。同様に市町村は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するものとする。県及び市町村は職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。<u>また、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町村から積極的に人的支援ニーズを把握し、関係省庁及び都道府県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u> 県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。 市町村は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。 <u>県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。</u> 県及び市町村等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要な施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。 第１ 略 第２ 市町村間の相互協力体制の整備 市町村は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、平常時から福岡県消防相互応援協定に基づく消防相互応援の体制整備を推進するとともに、近隣の市町村と大規模災害時	防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。特に、大規模災害が発生した場合に円滑な対応が可能となるよう、市町村職員の派遣要請スキームを明確化するものとする。 第3 略 第4 防災関係機関の広域応援体制の整備 1 県 (1)～(2) 略 (3) 防災関係機関との連携体制 県は、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体制を確保するため、緊急消防援助隊受援計画を定めるとともに、必要に応じ修正を行うものとする。 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMA T）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の体制の充実に努めるものとする。 県は、災害時健康危機管理支援チームの構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 2～4 略 第5 受援計画 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。 また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。	に備えた相互応援協定を締結し、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるよう努めるものとする。 県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援が円滑に進むよう、配慮するものとする。特に、大規模災害が発生した場合に円滑な対応が可能となるよう、市町村職員の派遣要請スキームを明確化するものとする。<u>また、県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。</u> 第3 略 第4 防災関係機関の広域応援体制の整備 1 県 (1)～(2) 略 (3) 防災関係機関との連携体制 県は、消防組織法に基づき、緊急消防援助隊が被災地において効果的に活動できる体制を確保するため、緊急消防援助隊受援計画を定めるとともに、必要に応じ修正を行うものとする。 県は、医療の応援について近隣都道府県間における協定の締結を促進する等医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMA T）の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。 県は、災害派遣精神医療チーム（D P A T）等の体制の充実に努めるものとする。 県は、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施するものとする。 <u>県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（D W A T）等の整備に努めるものとする。</u> <u>県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。</u> 2～4 略 第5 受援計画 県、市町村及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を定めるものとする。 また、受援計画に基づく応援の受入を想定した訓練等の実施を通じて、計画の継続的な見直しを行うなど、災害対応業務の実効性確保に努める。 県及び市町村は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備	防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
第6 略 第2節 防災施設・資機材等整備計画 第1 災害対策本部体制の整備 1 初動体制の整備 略 さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ、<u>災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。</u> 2～4 略 5 人材の確保 県及び市町村は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努めるものとする。 第2 防災中枢機能等の確保充実 県、市町村、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、<u>風水害にあっては土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。また、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムの活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを越える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。</u>	<u>に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。</u> 第6 略 第2節 防災体制・施設・資機材等の整備 第1 災害対策本部体制の整備 1 初動体制の整備 略 さらに、それぞれの機関の実情を踏まえ、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。</u> 2～4 略 5 人材の確保 県、<u>市町村及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、緊急の派遣に応じることのできる職員をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、県及び市町村は、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努めるものとする。</u> 第2 防災中枢機能等の確保充実 県、市町村、防災関係機関及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、<u>洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）</u>、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努める。また、保有する施設・設備について、代替エネルギーシステムや<u>電動車の活用も含めた自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、燃料供給開始が想定復旧期間を超える場合などを想定し、それを越える十分な期間（想定復旧期間が明らかでない場合は、例えば1週間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。その際、物資の供給が困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信等の整備等、非常用通信手段の確保を図るものとする。県及び市町村は、特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で停電が発生した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該市町村との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意するものとする。なお、県及び市町村等は、燃料に関して、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するものとする。</u>	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 字句の修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
また、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮するものとする。 第3 防災拠点施設の確保・充実 県、市町村及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。 また、災害発生時には停電が予想されることから、県及び市町村は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。 国・県・市町村は、上記拠点のひとつとして、県下の「道の駅」を<u>災害時</u>の防災拠点（避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点等）として、相互に活用するものとし、「道の駅」の各管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。 九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。 第4 略 第5 装備資機材等の整備充実 1 略 2 整備項目 (1)～(3) 略 (4) その他災害用装備資機材 可搬式標識・標示板等交通対策用資機材、トランシーバー等携帯型無線機、衛星<u>携帯</u>電話 3～5 略 第6 備蓄物資の整備 略 物資の備蓄計画 ― 本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第14節「災害備蓄物資等整備・供給計画」 第7～第9 略	また、県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。 さらに、災害時において情報を迅速かつ的確に把握し的確な防災対策が実施できるよう、自ら管理する情報システムについても災害時の各種安全対策方針に基づき、引き続きシステムの多重化・高度化、自治体間クラウドサービスの導入の検討など所要の対策にも配慮するものとする。 第3 防災拠点施設の確保・充実 県、市町村及び消防機関は、災害時に地域における災害対策活動の拠点となる施設の整備に努めるものとする。その際、施設の耐火対策並びに災害時に必要となる物資等の備蓄に配慮するものとする。 また、災害発生時には停電が予想されることから、県及び市町村は、再生可能エネルギー等災害に強いエネルギーを防災拠点となる公共施設等へ導入することにより、災害時でも最大限機能を維持できるよう努める。当該施設については、平常時、自主防災組織等の防災等の防災教育・訓練等に活用できる防災教育施設を兼ね備えたものが望ましい。 国・県・市町村は、上記拠点のひとつとして、県下の<u>防災機能を有する「道の駅」を地域</u>の防災拠点（避難所、物資輸送拠点、災害復旧拠点、情報発信拠点等）として<u>位置づけ</u>、相互に活用するものとし、「道の駅」の各管理者は、その機能維持・強化に努めるものとする。 九州地方整備局及び西日本高速道路株式会社、福岡県道路公社、福岡北九州高速道路公社は、高速道路のサービスエリア等を警察機関、消防機関及び自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行うものとする。 第4 略 第5 装備資機材等の整備充実 1 略 2 整備項目 (1)～(3) 略 (4) その他災害用装備資機材 可搬式標識・標示板等交通対策用資機材、トランシーバー等携帯型無線機、衛星<u>通信</u> 3～5 略 第6 備蓄物資の整備 略 物資の備蓄計画 ― 本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第15節「災害備蓄物資等<u>の整備・供給</u>」 第7～第9 略	防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由																																
第3節 災害救助法等運用体制整備計画 第1 災害救助法等の習熟 1 災害救助法等の運用の習熟 （1） 略 （2）災害救助法実務研修会等 県は、災害発生時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会を実施する。 （3） 略 2 略 3 意思決定の支援体制の整備 県は、災害発生時に被災市町村の災害救助法の運用を支援するための体制を整備するものとする。 略 第4節 気象等観測体制整備計画 略 第5節 情報通信施設等整備計画 略 国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。 第1 通信手段の種類・特徴 災害時に使用する通信手段は、基本的に次のものが考えられる。 <table><tr><th>種類</th><th>使用不能となる場合・特徴</th></tr><tr><td>防災行政無線（地上系）</td><td>・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。</td></tr><tr><td>防災行政無線（移動系）</td><td>・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。</td></tr><tr><td>防災行政無線（衛星系）</td><td>・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。</td></tr><tr><td>MCA無線 （ふくおかコミュニティ無線）</td><td>・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。</td></tr><tr><td>NTT加入電話（一般）</td><td>・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は交換機が停止しなければ使用可。</td></tr><tr><td>IP電話</td><td>・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は使用不可。</td></tr><tr><td>携帯電話（一般）</td><td>・ 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効）</td></tr></table>	種類	使用不能となる場合・特徴	防災行政無線（地上系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。	防災行政無線（移動系）	・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。	防災行政無線（衛星系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。	MCA無線 （ふくおかコミュニティ無線）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。	NTT加入電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は交換機が停止しなければ使用可。	IP電話	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は使用不可。	携帯電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効）	第3節 災害救助法等の運用体制の整備 第1 災害救助法等の習熟 1 災害救助法等の運用の習熟 （1） 略 （2）災害救助法実務研修会等 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会を実施する。 （3） 略 2 略 3 意思決定の支援体制の整備 県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に被災市町村の災害救助法の運用を支援するための体制を整備するものとする。 略 第4節 気象等観測体制の整備 略 第5節 情報管理体制の整備 略 国、県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動状況等を正確に分析・整理・要約・検索するため、<u>AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るものとする。</u> 第1 通信手段の種類・特徴 災害時に使用する通信手段は、基本的に次のものが考えられる。 <table><tr><th>種類</th><th>使用不能となる場合・特徴</th></tr><tr><td>防災行政無線（地上系）</td><td>・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。</td></tr><tr><td>防災行政無線（移動系）</td><td>・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。</td></tr><tr><td>防災行政無線（衛星系）</td><td>・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。</td></tr><tr><td>MCA無線 （ふくおかコミュニティ無線）</td><td>・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。</td></tr><tr><td>NTT加入電話（一般）</td><td>・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は交換機が停止しなければ使用可。</td></tr><tr><td>IP電話</td><td>・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は使用不可。</td></tr><tr><td>携帯電話（一般）</td><td>・ 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効）</td></tr></table>	種類	使用不能となる場合・特徴	防災行政無線（地上系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。	防災行政無線（移動系）	・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。	防災行政無線（衛星系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。	MCA無線 （ふくおかコミュニティ無線）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。	NTT加入電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は交換機が停止しなければ使用可。	IP電話	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は使用不可。	携帯電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効）	災害救助法改正に伴う改正 災害救助法改正に伴う改正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正
種類	使用不能となる場合・特徴																																	
防災行政無線（地上系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。																																	
防災行政無線（移動系）	・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。																																	
防災行政無線（衛星系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。																																	
MCA無線 （ふくおかコミュニティ無線）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。																																	
NTT加入電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は交換機が停止しなければ使用可。																																	
IP電話	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は使用不可。																																	
携帯電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効）																																	
種類	使用不能となる場合・特徴																																	
防災行政無線（地上系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。																																	
防災行政無線（移動系）	・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。																																	
防災行政無線（衛星系）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。																																	
MCA無線 （ふくおかコミュニティ無線）	・ 停電時には非常用電源で機能。 ・ 使用不能（輻輳等）になりにくい。																																	
NTT加入電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は交換機が停止しなければ使用可。																																	
IP電話	・ 輻輳時には通信制限がかかる。 ・ 有線施設が切断され不通になる可能性がある。 ・ 停電時は使用不可。																																	
携帯電話（一般）	・ 輻輳時には通信制限がかかる可能性がある。 （メール通信は比較的有効）																																	

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧		新		改正理由
	・中継局の設備破損や停電時は不通。 （数時間は予備バッテリーで機能）		・中継局の設備破損や停電時は不通。 （数時間は予備バッテリーで機能）	
衛星携帯電話	・一般的に輻輳しにくい。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。	衛星通信	・一般的に輻輳しにくい。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。	
（災害時優先電話） N T T 加入電話 携帯電話	・回線輻輳時の発信が優先的に接続。	（災害時優先電話） N T T 加入電話 携帯電話	・回線輻輳時の発信が優先的に接続。	
第 2 略				
第 3 衛星携帯電話・携帯電話等の活用				
1 通信事業者による通信機器の借受等				
県は、災害発生時に被災地が有線回線の輻輳や停電等のため有線通信が使用できない場合に、通信事業者から通信機器（携帯電話・衛星携帯電話・M C A 無線機等）を速やかに借り受け、被災地における災害応急対策活動に取り組むことができるよう、通信事業者と協定等を締結し、災害時の通信機器緊急貸与に関する体制整備を行う。				
公衆電話の臨時設置等の措置については、第 3 編「災害応急対策計画」第 2 章「災害応急対策活動」第 2 節「被害情報等収集伝達計画」第 4 「通信計画」によるものとする。				
2 略				
第 4 ～第 8 略				
第 6 節 広報・広聴体制整備計画				
第 1 被災者への的確な情報伝達体制の整備				
1 ～ 2 略				
3 市町村は、被災者への情報伝達手段として、特に市町村防災無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。県は、市町村から被災者へ情報伝達が確実に行われるよう、点検・助言を行う。				
4 略				
5 県及び市町村は、避難勧告等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。				
6 略				
7 県、市町村、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。				
8 ～10 略				
第 2 ～第 4 略				

	・中継局の設備破損や停電時は不通。 （数時間は予備バッテリーで機能）		・中継局の設備破損や停電時は不通。 （数時間は予備バッテリーで機能）	
衛星通信	・一般的に輻輳しにくい。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。	衛星通信	・一般的に輻輳しにくい。 ・激しい降雨の際には一時的に使用不能となる。	
（災害時優先電話） N T T 加入電話 携帯電話	・回線輻輳時の発信が優先的に接続。	（災害時優先電話） N T T 加入電話 携帯電話	・回線輻輳時の発信が優先的に接続。	
第 2 略				
第 3 衛星通信・携帯電話等の活用				
1 通信事業者による通信機器の借受等				
県は、災害発生時に被災地が有線回線の輻輳や停電等のため有線通信が使用できない場合に、通信事業者から通信機器（携帯電話・衛星通信・M C A 無線機等）を速やかに借り受け、被災地における災害応急対策活動に取り組むことができるよう、通信事業者と協定等を締結し、災害時の通信機器緊急貸与に関する体制整備を行う。				
公衆電話の臨時設置等の措置については、第 3 編「災害応急対策計画」第 2 章「災害応急対策活動」第 2 節「被害情報等 の 収集伝達」第 4 「通信計画」によるものとする。				
2 略				
第 4 ～第 8 略				
第 6 節 広報・広聴体制 の 整備				
第 1 被災者への的確な情報伝達体制の整備				
1 ～ 2 略				
3 市町村は、市町村防災無線（戸別受信機を含む）の整備や、I P 通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるとともに、有線系や携帯電話等での情報発信、携帯通信事業者が提供する緊急速報メールの活用や、広報車等の活用も含め、多様な手段の整備に努める。 <u>併せて、適時に適切な情報伝達を行えるようマニュアルの整備にも努める。</u> 県は、市町村から被災者へ情報伝達が確実に行われるよう、点検・助言を行う。				
4 略				
5 県及び市町村は、 <u>避難指示</u> 等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。				
6 略				
7 県、市町村、放送事業者、通信事業者及びライフライン関係機関等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を <u>大規模停電時も含め</u> 常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。				
8 ～10 略				
第 2 ～第 4 略				

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
第7節 二次災害の防止体制整備計画 県及び市町村は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害危険箇所^のの危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策を推進するものとする。 また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。 第1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備 県及び市町村は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員○Bなど）の登録等を推進するものとする 第2 略 第8節 避難体制等整備計画 略 県は、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。また、市町村の避難体制の整備に関して必要な助言・指導を行うものとする。 第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟 市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第4節「避難計画」に示す活動方法・内容に習熟する。 この場合、特に以下の点に留意する。 1 避難誘導計画の策定と訓練 市町村は、災害発生時に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 なお、避難計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。 (1) <u>災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング (2) <u>避難勧告等</u>に係る権限の代行順位 (3)～(5) 略 2 <u>避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成</u> 市町村は、<u>避難指示（緊急）、屋内での待避その他の避難のための安全確保に関する措置（以下「避難のための安全確保措置」という。）の指示、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>について、「<u>避難勧告</u>	第7節 二次災害の防止体制^の整備 県及び市町村は、降雨等に伴う二次災害を防止する体制を整備するとともに、土砂災害^等の危険度を応急的に判定する技術者の養成、並びに事前登録など活用のための施策を推進するものとする。 また、二次災害の防止を図るために必要な資機材の備蓄を行うものとする。 第1 降雨等に伴う二次災害の防止体制の整備 県及び市町村は、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険個所の点検を行う地元在住の専門技術者（コンサルタント、県・市町村職員○Bなど）の登録等を推進するものとする。 <u>市町村は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</u> 第2 略 第8節 避難体制の整備 略 県は、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促すものとする。また、市町村の避難体制の整備に関して必要な助言・指導を行うものとする。 第1 避難誘導体制の整備及び誘導方法の習熟 市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第4節「避難対策の実施」に示す活動方法・内容に習熟する。 この場合、特に以下の点に留意する。 1 避難誘導計画の策定と訓練 市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、安全かつ迅速な避難誘導が行えるよう、市町村防災計画等の中に避難誘導計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。 なお、避難計画の作成に当たっては、避難の長期化についても考慮するものとし、やむを得ず指定避難所に滞在することができない避難者が必要とする物資や保健医療サービス、正確な情報及び居住地以外の市町村に避難する避難者が必要な情報や支援・サービスを、容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備にも努めるものとする。 (1) <u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難</u>を行う基準、伝達方法、発令区域・タイミング (2) <u>避難指示等</u>に係る権限の代行順位 (3)～(5) 略 2 <u>避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成</u> 市町村は、<u>緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等</u>について、「<u>避難情報</u>に関するガイドライン」を指針としてマニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。	記載の適正化 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 記載の適正化 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
等に関するガイドライン」を指針としてマニュアル作成を行うとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。 気象警報、<u>避難勧告</u>等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。 なお、作成に当たっては県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。特に、土砂災害については、土砂災害警戒区域から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。 避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておくものとする。県は、市町村に対し、<u>避難勧告</u>等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。 また、市町村は、住民等に対し、<u>避難勧告</u>等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>近隣の安全な場所への移動又は「屋内安全確保」を行うべきこと</u>について、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 3 避難誘導體制の整備 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等、水位周知下水道及び水位周知海岸については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定することとする。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあら</u>	気象警報、<u>避難指示</u>等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。 県及び市町村は、<u>大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</u> なお、作成に当たっては県、気象台、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、土砂災害警戒情報等の収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にする。特に、土砂災害については、土砂災害警戒区域から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努めるものとする。 避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底するなど必要な準備を整えておくものとする。県は、市町村に対し、<u>避難指示</u>等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。 また、市町村は、住民等に対し、<u>避難指示</u>等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「緊急安全確保」を行うべきこと</u>について、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 3 避難誘導體制の整備 市町村は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等、水位周知下水道及び水位周知海岸については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、<u>洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。</u>県は、市町村に対しこれらの基準及び対象区域の設定及び見直し	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
じめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。県は、市町村に対しこれらの基準及び<u>範囲</u>の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに<u>避難勧告等</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の土砂災害警戒区域等を中心に<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、発令<u>範囲</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。 また、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに<u>避難勧告等</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難勧告等</u>の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の<u>範囲</u>を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に<u>避難勧告等</u>を発令できるよう、発令基準及び発令<u>範囲</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。 なお、<u>避難勧告</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難勧告</u>を発令するものとする。 市町村は、<u>避難勧告等及び土砂災害についてはそれら</u>の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 4 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備 (1) <u>個別計画</u>の策定 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての<u>個別計画</u>の策定に努める。 県は、市町村の<u>個別計画</u>の早期策定を促進するため、避難行動要支援者の避難支援に係る研修会や自宅から指定緊急避難場所等までの避難について実地訓練を実施するものとする。 (2) 地域住民等の連携 略 なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本編第3章第12節「要配慮者（<u>避難行動要支援者</u>）安全確保体制整備計画」第4「在宅の避難行動要支援者対策」による	について、必要な助言等を行うものとする。 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示等</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示等</u>の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの地域に分割した上で、<u>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</u>等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の土砂災害警戒区域等を中心に<u>避難指示等</u>を発令できるよう、発令<u>対象区域</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すものとする。 また、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに<u>避難指示等</u>を発令することを基本とした具体的な<u>避難指示等</u>の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の<u>対象区域</u>を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に<u>避難指示等</u>を発令できるよう、発令基準及び発令<u>対象区域</u>をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。 なお、<u>避難指示</u>の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく<u>避難指示</u>を発令するものとする。 市町村は、<u>避難指示等</u>の解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。 4 避難行動要支援者に対する避難誘導體制の整備 (1) <u>個別避難計画の作成</u> 市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、国により示された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）等を参考とし、避難行動要支援者の状況把握、避難支援者の登録等を積極的に行い、避難行動支援が適切に行われるよう、避難行動要支援者に関する全体計画を策定し、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、具体的な避難方法等についての<u>個別避難計画</u>の作成に努めなければならない。 県は、市町村の<u>個別避難計画</u>の早期<u>作成</u>を促進するため、避難行動要支援者の避難支援に係る研修会や自宅から指定緊急避難場所等までの避難について実地訓練を実施するものとする。 (2) 地域住民等の連携 略 なお、避難行動要支援者の情報の把握等については、本編第3章第13節「要配慮者安全確保体制の整備」第4「在宅の避難行動要支援者対策」による	防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
(3) <u>避難準備・高齢者等避難開始</u>の伝達体制整備 高齡化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、<u>避難勧告及び避難指示（緊急）</u>のほか、<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>（一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるもの）の伝達体制整備に努める。 5 広域避難体制の整備 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との<u>広域一時滞在に係る応援協定</u>を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、確実に要配慮者を受入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築するものとする。 県は、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する県や近隣県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。 県は、あらかじめ、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。 第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び<u>被災者</u>の生活環境の整備 略 また、市町村長は、被災者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずるものとする。 1～2 略 3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 (1) 指定緊急避難場所の指定 略	(3) <u>高齢者等避難</u>の伝達体制整備 高齡化の進展等を踏まえ、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援対策を充実・強化する必要があるため、避難指示のほか、<u>高齢者等避難</u>（一般住民に対して避難の準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、<u>普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかけるもの</u>）の伝達体制整備に努める。 5 広域避難体制の整備 県及び市町村は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に円滑な<u>広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結に努めるものとする。</u> <u>また、県、市町村及び運送事業者等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた計画</u>を定めるよう努めるものとする。 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて<u>広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u> 県及び市町村は、確実に要配慮者を受入れることができるよう、福祉避難所への広域避難に関する体制を構築するものとする。 県は、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ、その所在する県や近隣県における同種の施設やホテル・旅館等の民間施設等と施設利用者の受入れに関する災害協定を締結するよう指導に努め、併せて、その内容を県に登録するよう要請するものとする。 県は、あらかじめ、高齢者福祉施設、障がい者支援施設等に対して、災害時に派遣可能な職員数の登録を要請することや、関係団体と災害時の職員派遣協力協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努めるものとする。 第2 避難路、指定緊急避難場所・指定避難所の選定・指定及び<u>避難者</u>の生活環境の整備 略 また、市町村長は、<u>避難者の生活環境を整備するため、予め、必要な措置を講ずるものとする。</u> 1～2 略 3 指定緊急避難場所、指定避難所の指定 (1) 指定緊急避難場所の指定 略	記載の適正化 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に被災者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、市町村長に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出することにより、届け出なければならない。 (2) 指定避難所の指定 市町村長は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市町村を除く）の同意を得て、指定避難所として指定し、公示するものとする。 略 (3) 福祉避難所の指定 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 (4) 略 (5) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。 特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。 4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備 (1) 連絡手段の整備 市町村は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星携帯電話等の通信機器等の整備に努める。	指定緊急避難場所の管理者は、当該避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により、当該避難場所の現状に避難者の滞在の用に供する部分の総面積の十分の一以上の増減を伴う変更を行う場合は、市町村長に対し、当該変更の内容を記載した届出書を提出することにより、届け出なければならない。 (2) 指定避難所の指定 市町村長は、想定される災害の状況、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等</u>を踏まえ、災害が発生した場合における適切な避難所の確保を図るため、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に適合する公共施設その他の施設を、当該施設の管理者（市町村を除く）の同意を得て、<u>避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、公示するものとする。</u> <u>また、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。</u> 略 (3) 福祉避難所の指定・管理 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がいのある人等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとする。 <u>また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</u> <u>さらに、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</u> (4) 略 (5) 指定緊急避難場所と指定避難所の関係 指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。 4 指定緊急避難場所・指定避難所の機能の整備 (1) 連絡手段の整備 市町村は、災害対策本部と指定緊急避難場所・指定避難所との間の連絡手段を確保するため、衛星通信等の通信機器等の整備に努める。	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
(2) 指定緊急避難場所の設備等の整備 指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。県は、これらについて適宜助言するよう努める。 (3) 指定避難所の設備等の整備 ア 市町村長は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。また、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備にも努める。 イ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等を備蓄するよう努める。 ウ～エ 略 (4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備 ア 略 イ 市町村は、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。	(2) 指定緊急避難場所の設備等の整備 指定緊急避難場所においては、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保に努める。県は、これらについて適宜助言するよう努める。 (3) 指定避難所の設備等の整備 ア 市町村は、指定避難所に必要な安全性及び良好な居住性を確保し、発災時に食料、飲料水、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境を整備するために、貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用照明施設、非常用電源、衛星通信等の通信機器、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備、施設の耐震性等の安全性の確保のほか、空調、洋式トイレなどは要配慮者にも配慮した施設整備に努める。 イ 必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の整備にも努める。 ウ 県及び市町村は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。</u> エ 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するよう努める。また、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。</u> オ <u>指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整備し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。</u> カ～キ 略 (4) 指定緊急避難場所・指定避難所の管理・運営体制整備 ア 略 イ 市町村は、避難所運営マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。<u>特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</u>	防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
ウ～カ 略 キ 県及び市町村は、女性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダーの育成に努めるものとする。 ク 略 5～6 略 第3 学校、病院等における避難計画（施設の管理者等） 1 学校等の避難計画 （1）～（5） 略 （6）県、市町村への連絡方法（市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、<u>災害発生時</u>における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。） 第9節 交通・輸送体制整備計画 第1 緊急通行車両の事前届出（県公安委員会に限る） 県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。 1 事前届出の対象とする車両 事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。 <u>（1）</u> 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両。 <u>ア</u> 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項 <u>イ</u> 消防、水防その他の応急措置に関する事項	ウ～カ 略 キ 県及び市町村は、<u>多様な性の視点を踏まえた避難所運営を行えるよう、災害発生時の対応力を培った女性リーダー等の育成に努めるものとする。また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。</u> ク 県及び市町村は、<u>災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者の中から性暴力・DVの被害者も加害者も出さないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。</u> ケ 略 コ 市町村は、<u>指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。</u> 5～6 略 第3 学校、病院等における避難計画（施設の管理者等） 1 学校等の避難計画 （1）～（5） 略 （6）県、市町村への連絡方法（市町村は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害が発生し、<u>又は発生するおそれがある場合</u>における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。） 第9節 交通・輸送体制の整備 第1 緊急通行車両等の事前届出（県公安委員会に限る） 県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場における緊急通行車両等の迅速な確認手続きを実施するため、あらかじめ関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。 1 事前届出の対象とする車両 <u>（1）緊急通行車両</u> 事前届出の対象とする車両は、次に掲げるいずれにも該当する車両とする。 <u>ア</u> 災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（次に掲げる事項をいう。）を実施するために使用される計画がある車両。 <u>（ア）</u> 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項 <u>（イ）</u> 消防、水防その他の応急措置に関する事項	記載の適正化 防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 字句の訂正 記載の適正化 災害対策基本法改正に基づく修正

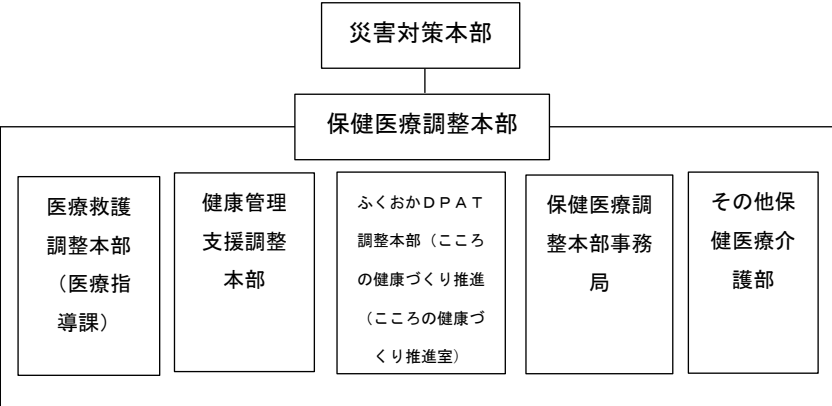
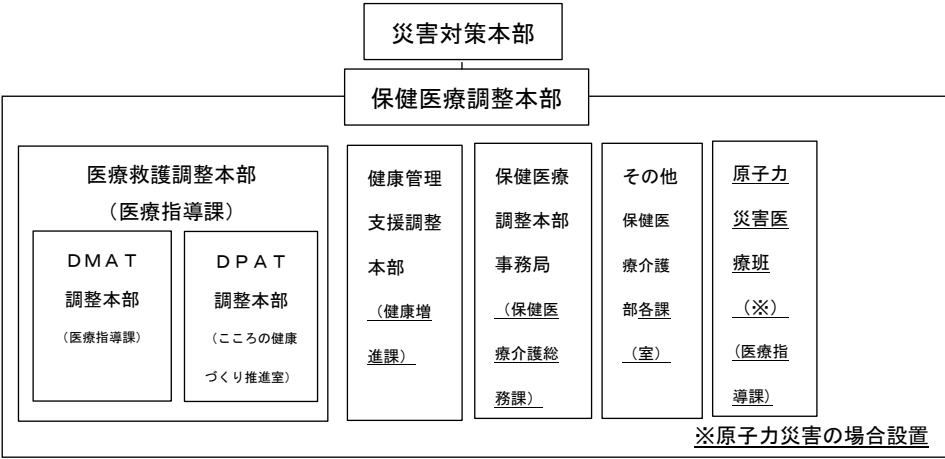
■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
<u>ウ</u> 被災者の救難、救助その他保護に関する事項 <u>エ</u> 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 <u>オ</u> 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 <u>カ</u> 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 <u>キ</u> 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 <u>ク</u> 緊急輸送の確保に関する事項 <u>ケ</u> その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項 <u>(2) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使</u> <u>用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。</u> 2 事前届出の申請 (1) 申請者－<u>災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者。</u>（代行者を含む。） (2) 申請先－<u>申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課。</u> 3 申請書類 <u>緊急通行車両事前届出書 2 通に次の書類を添付の上申請する。</u> (1) <u>申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類 1 通</u> (2) <u>自動車検査証の写し等</u> 資料編 <u>I</u> 緊急通行車両－緊急通行車両関係資料 参照 4 略 5 協定締結事業者への周知 県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について	<u>(ウ) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項</u> <u>(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項</u> <u>(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項</u> <u>(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</u> <u>(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項</u> <u>(ク) 緊急輸送の確保に関する事項</u> <u>(ケ) その他災害の発生の防ぎょ又は拡大の防止のための措置に関する事項</u> <u>イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使</u> <u>用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両。</u> (2) <u>規制除外車両</u> <u>事前届出の対象とする車両は、次のいずれかに該当する車両であ</u> <u>って緊急通行車両とならない車両とする。</u> <u>ア 医師、歯科医師、医療機関等が使用する車両</u> <u>イ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両</u> <u>ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限</u> <u>る。）</u> <u>エ 道路啓開作業用車両</u> <u>オ 建設用重機</u> <u>カ 重機輸送車両（建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）</u> 2 事前届出の申請 (1) 申請者－<u>緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）</u> (2) 申請先－警察署又は県警察本部交通規制課 3 申請書類 (1) <u>緊急通行車両</u> <u>ア 緊急通行車両等事前届出書… 2 通</u> <u>イ 自動車検査証の写し… 1 通</u> <u>ウ 緊急通行車両の対象であることを疎明する書類… 1 通</u> (2) <u>規制除外車両</u> <u>ア 規制除外車両事前届出書… 2 通</u> <u>イ 自動車検査証の写し… 1 通</u> <u>ウ 規制除外車両の対象であることを疎明する書類等… 1 通</u> 資料編 緊急通行車両等－緊急通行車両等関係資料 参照 4 略 5 協定締結事業者への周知 県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
は、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。 第2 緊急輸送体制の整備 1 輸送車両等の確保 県及び市町村は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等との協定の締結等により、輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。 2 円滑な輸送のための環境整備 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用するものとする。 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。 3 輸送施設・輸送拠点の整備 県及び市町村は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、確保すべき輸送施設及び広域物資輸送拠点（都道府県）・地域内輸送拠点（市町村）について指定・点検するものとする。 備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。 4 緊急輸送道路の啓開体制の整備 道路管理者は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者等との間で協定等を締結し、必要な人員、資機材の確保等の対策を講じて体制を整備しておくものとする。 また、道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努めるものとする。	は、緊急通行車両等確認証明書及び確認標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両等確認証明書及び確認標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。 第2 緊急輸送体制の整備 1 輸送車両等の確保 県及び市町村は、物資等や被災者の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定の締結等により、輸送体制の整備に努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。また、物資供給協定等においても、輸送を考慮した協定締結に努める。 2 円滑な輸送のための環境整備 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するため、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な施設を把握しておくなど協力体制を構築し、運送事業者等のノウハウや能力等を活用するものとする。 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。 3 輸送施設・輸送拠点の整備 県及び市町村は、緊急輸送道路ネットワーク計画を踏まえ、災害時の物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ適切な輸送施設及び広域物資輸送拠点（都道府県）・地域内輸送拠点（市町村）について指定・点検するものとする。 備蓄拠点を輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。 4 緊急輸送道路の啓開体制の整備 道路管理者は、発災後の緊急輸送道路の障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者等との間で協定等を締結し、必要な人員、資機材の確保等の対策を講じて体制を整備しておくものとする。 また、道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努めるものとし、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
さらに、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。 5 港湾等の啓開体制の整備 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者等との間で協定等を締結することにより、必要な人員、資機材の確保等の体制を整備しておくものとする。 また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。 第10節 略 第11節 保健医療活動調整計画 第1～第2 略 【図 保健医療調整本部体制図】  第12節 医療救護体制整備計画 第1 医療救護活動要領への習熟（医療指導課・薬務課・保健医療介護総務課、市町村、関係機関）	行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。 さらに、<u>県及び市町村は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u> 5 港湾等の啓開体制の整備 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関と連携の下、発災時の港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討するものとする。また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等を速やかに実施するため、あらかじめ建設業者等との間で協定等を締結することにより、必要な人員、資機材の確保等の体制を整備しておくものとする。 また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努めるものとする。 さらに、<u>県及び市町村は災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</u> 第10節 略 第11節 保健医療活動の調整 第1～第2 略 【図 保健医療調整本部体制図】  第12節 医療救護体制の整備 第1 医療救護活動要領への習熟（医療指導課・薬務課・保健医療介護総務課・<u>健康増進課こころの健康づくり推進室</u>、市町村、関係機関）	防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 保健医療調整本部の組織改編に伴う修正 所管の修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第9節「医療救護計画」及び「災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。 第2 医療救護体制の整備（医療指導課、市町村、関係機関） 1 情報収集・連絡体制の整備 （1） 略 （2）広域災害・救急医療情報システムの整備 災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化するとともに、災害時において積極的な活用が図れるよう、災害拠点病院及び救急病院・診療所等は、平常時から情報入力を確実にを行う。 ア～エ 略 2 略 3 実施体制の整備 （1）災害医療コーディネート体制の整備 県は、県内における大規模災害発生時等に、医療救護班等の医療資源を有効に活用し、関係機関と連携して医療救護活動を円滑に実施するため、災害時の医療救護活動や地域の医療提供体制、災害時の小児周産期領域の医療支援調整等に関して専門的な知識を有する医師を「福岡県災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）」として、県内の大規模災害時に県庁や保健所等に配置（保健所設置市への派遣を含む。）するものとする。 （2）医療救護活動の実施体制の整備 県は、大規模災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、適宜、災害時医療救護マニュアルを見直し、関係者を対象とした訓練等を実施するものとする。 4 災害拠点病院等の整備 （1）災害拠点病院 救命救急センターなど救急医療を担っている医療機関を地域の災害拠点病院として二次医療圏毎に1箇所以上整備する。 ただし、災害時拠点病院に適合する医療機関がない医療圏にあっては、近隣の医療圏との相互補完により整備する。 また、災害拠点病院のうち県内1カ所を基幹災害拠点病院として選定し、災害拠点病院の機能に加え、災害医療従事者等要員への訓練・研修を行う。 ア～ウ 略	県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第9節「医療救護」及び「福岡県災害時医療救護マニュアル」に示す活動方法・内容に習熟する。 第2 医療救護体制の整備（医療指導課、<u>健康増進課</u>こころの健康づくり推進室、市町村、関係機関） 1 情報収集・連絡体制の整備 （1） 略 （2）広域災害・救急医療情報システムの整備 災害時における医療機関の被害状況、医療従事者の支援・要請状況、医療機関の診療の可否、受入可能患者数、患者転送要請数等、医療情報の迅速かつ的確な収集、伝達及び速やかな医療救護活動の実施を図るため、県救急医療情報センターの広域災害・救急医療情報システムを拡充強化するとともに、災害時において積極的な活用が図られるよう、災害拠点病院、<u>災害拠点精神科病院</u>及び救急病院等は、平常時から情報入力を確実にを行う。 ア～エ 略 2 略 3 実施体制の整備 （1）災害医療コーディネート体制の整備 県は、県内における大規模災害発生時等に、医療救護班等の医療資源を有効に活用し、関係機関と連携して医療救護活動を円滑に実施するため、災害時の医療救護活動や地域の医療提供体制、災害時の小児周産期領域の医療支援調整等に関して専門的な知識を有する医師を「福岡県災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）」として、県庁や保健所等（<u>保健医療調整本部及び地方本部</u>）に配置（保健所設置市への派遣を含む。）するものとする。 （2）医療救護活動の実施体制の整備 県は、大規模災害時の医療救護活動を円滑に実施するため、適宜、<u>「福岡県災害時医療救護マニュアル」</u>を見直し、関係者を対象とした訓練等を実施するものとする。 4 災害拠点病院等の整備 （1）災害拠点病院 県は、災害時における医療提供の中心的な役割を担う医療機関を地域の災害拠点病院として<u>指定</u>する。 また、災害拠点病院のうち災害医療に関して県の中心的な役割を果たす<u>医療機関</u>を基幹災害拠点病院として<u>指定</u>する。 <u>基幹災害拠点病院は、災害拠点病院の機能に加え、災害医療従事者等要員への訓練・研修を行う。</u> ア～ウ 略 （2）<u>災害拠点精神科病院</u> <u>災害時に精神科医療を提供する上で中心的な役割を担う災害拠点精神科病院を、県内に1箇所以上整備する。</u>	記載の適正化 所管の修正 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 災害拠点精神科病院の指定に伴う修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
(2) 救急病院・診療所 現行の救急医療体制を担う救急病院・診療所において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、日頃から病院防災マニュアルの作成やこれに基づく自主訓練の実施等を通じ、災害時の体制整備を図るものとする。 (3) 略 5 医療救護用資機材・医薬品等の整備 (1) 略 (2) 日本赤十字社福岡県支部、県（薬務課・医療指導課）及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。 県における医薬品等の供給体制整備は、本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第14節「災害備蓄物資等整備・供給計画」によるものとする。 6 医療機関の災害対策 厚生労働省作成のモデルマニュアル（病院防災マニュアル）及び県作成の「災害時医療救護マニュアル」等を参考とし、各病院において災害対応マニュアルを作成するとともに、これに基づく自主訓練を行うなど、各病院レベルでの災害対策を講じる。 7 略 第3 傷病者等搬送体制の整備 1 情報連絡体制 略 ※後方医療機関とは、被災を免れた災害拠点病院、救急病院・診療所及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。 2 搬送経路 消防機関は、震災により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。 3～5 略 第4 広域的医療救護活動の調整 1 他県、国等への応援要請（医療指導課・防災危機管理局） 2 略	<u>ア 機能</u> <u>（ア）被災地内の精神科医療の必要な患者の受入れ及び搬出</u> <u>（イ）災害派遣精神医療チーム先遣隊（DPAT先遣隊）の派遣</u> <u>（ウ）災害時の地域の精神科医療機関への支援</u> <u>イ 指定基準</u> <u>災害時の精神科医療活動に積極的に協力する医師のある医療機関であって、別に定める要件を満たす医療機関を指定する。</u> (3) 救急病院等 現行の救急医療体制を担う救急病院等において、災害時にも当該施設の機能に応じた被災者の収容、治療等が円滑に行えるよう、日頃から災害対策マニュアルの作成やこれに基づく自主訓練の実施等を通じ、災害時の体制整備を図るものとする。 (4) 略 5 医療救護用資機材・医薬品等の整備 (1) 略 (2) 日本赤十字社福岡県支部、県（薬務課・医療指導課）及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとする。 県における医薬品等の供給体制整備は、本編第3章「効果的な応急活動のための事前対策」第14節「災害備蓄物資等の整備・供給」によるものとする。 6 医療機関の災害対策 <u>医療機関は、自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努めるものとする。</u> <u>また、作成したマニュアルに基づく自主訓練を行うなど、各医療機関レベルでの災害対策を講じるものとする。</u> 7 略 第3 傷病者等搬送体制の整備 1 情報連絡体制 略 ※後方医療機関とは、被災を免れた災害拠点病院、救急病院等及び傷病者の治療、収容に協力可能な医療機関をいう。 2 搬送経路 消防機関は、搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、適切な後方医療機関への搬送経路を検討しておく。 3～5 略 第4 広域的医療救護活動の調整 1 他県、国等への応援要請（医療指導課、健康増進課こころの健康づくり推進室、防災危機管理局） 2 略 3 <u>DPAT運用体制の整備（健康増進課こころの健康づくり推進室）</u> <u>災害急性期（災害発生から48時間以内）に災害現場へ迅速に出動</u>	記載の適正化 記載の適正化 所管の修正 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
第5 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施 1 略 2 災害医療に関する研修・訓練 （1）～（2） 略 （3）県防災訓練において大規模災害を想定した実践訓練を実施する。 （4）～（5） 略 第13節 要配慮者安全確保体制整備計画 第1 基本的事項 1 市町村防災計画に定めるべき事項 市町村は、市町村防災計画において、要配慮者等を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。 2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供 市町村は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災計画の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、<u>避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。</u>この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 （1）避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項 ア～イ 略 ウ <u>男女の別</u>	<u>し、活動できる災害派遣精神医療チーム（DPA T）運用体制の整備・充実を図るものとする。</u> <u>また、県は、災害派遣精神医療チーム（DPA T）の充実強化や実践的な研修・訓練等を通じて、災害時精神科医療活動等の支援体制の整備に努めるものとする。</u> <u>さらに、災害派遣医療チーム（DMA T）や災害医療コーディネーターが参加する訓練等を通じて、広域的な医療救護活動への参画に努める。</u> 4 <u>DWA T運用体制の整備（福祉総務課）</u> <u>県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWA T）の整備・充実を図るものとする。</u> 第5 災害医療に関する普及啓発、研修・訓練の実施 1 略 2 災害医療に関する研修・訓練 （1）～（2） 略 （3）<u>県総合</u>防災訓練において大規模災害を想定した実践訓練を実施する。 （4）～（5） 略 第13節 要配慮者安全確保体制の整備 第1 基本的事項 1 市町村防災計画に定めるべき事項 市町村は、市町村防災計画において、<u>避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。</u> 2 避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供 市町村は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、防災計画の定めるところにより、防災担当部局<u>や</u>福祉担当部局など関係部局の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。この名簿は地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。 （1）避難行動要支援者名簿の記載又は記録事項 ア～イ 略 ウ <u>性別</u>	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 記載の適正化 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
エ～キ 略 (2)～(3) 略 (4) 名簿情報の提供 ア 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織<u>その他の避難支援等の実施に携わる関係者</u>（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。事項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。 イ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。	エ～キ 略 (2)～(3) 略 (4) 名簿情報の提供 ア 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織<u>など避難支援等に携わる関係者</u>（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。事項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。 イ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。 3 <u>個別避難計画の作成・利用・提供</u> 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、郡医師会、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、<u>名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</u> (1) <u>個別避難計画の記載または記録事項</u> <u>ア 氏名</u> <u>イ 出生の年月日</u> <u>ウ 性別</u> <u>エ 住所又は居所</u> <u>オ 電話番号その他の連絡先</u> <u>カ 避難の支援を必要とする事由</u> <u>キ 避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先</u> <u>ク 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u>	防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
	<u>ケ その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項</u> <u>（２）情報の収集</u> <u>ア 市町村長は、個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</u> <u>イ 市町村長は、個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。</u> <u>（３）個別避難計画情報の利用</u> <u>市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。</u> <u>（４）個別避難計画情報の提供</u> <u>ア 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、防災計画の定めるところにより、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（以下「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。</u> <u>イ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。</u> <u>（５）個別避難計画情報を提供する場合における配慮</u> <u>市町村長は、（４）により個別避難計画情報を提供するときは、防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>（６）秘密保持義務</u> <u>（４）により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人の場合は、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</u> <u>（７）個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者への対応</u>	

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
3 略 第2 社会福祉施設、病院等の対策（健康増進課・医療指導課・介護保険課・障がい福祉課・子育て支援課・児童家庭課・保護・援護課・福祉総務課・男女共同参画推進課・防災危機管理局、市町村、社会福祉施設、病院等の管理者） 1 略 2 防災設備等の整備 （1） 略 （2）社会福祉施設、病院等の管理者の役割 社会福祉施設、病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。 また、災害発生に備え、要配慮者等自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。 3 浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定 略 利用者等への情報伝達体制の確立等については、本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山計画」第1「治水計画」1「河川対策」（2）「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」による。 4 略 第3 幼稚園・学校等対策 略 県及び市町村は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害発生時における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。 第4 在宅の要配慮者等対策（高齢者地域包括ケア推進課・障がい福祉課・がん感染症疾病対策課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局、市町村） 第5～第6 略 第7 外国人等への支援対策	市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 （8）地区防災計画との整合性 市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。 4 略 第2 社会福祉施設、病院等の対策（医療指導課・介護保険課・障がい福祉課・子育て支援課・児童家庭課・保護・援護課・福祉総務課・男女共同参画推進課・防災危機管理局、市町村、社会福祉施設、病院等の管理者） 1 略 2 防災設備等の整備 （1） 略 （2）社会福祉施設、病院等の管理者の役割 社会福祉施設、病院等の管理者は、施設の立地や構造等に留意し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備を行う。 また、災害発生に備え、要配慮者等自身の災害対応能力を考慮し、消防機関等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を行う。 さらに、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。 3 浸水想定区域内の要配慮者等利用施設の指定 略 利用者等への情報伝達体制の確立等については、本編第1章「防災基盤の強化」第1節「治水治山の対策」第1「治水計画」1「河川対策」（2）「浸水想定区域等の把握及び住民等への周知」による。 4 略 第3 幼稚園・学校等対策 略 県及び市町村は、幼稚園・保育所・認定こども園・学校等が保護者との間で、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における児童・生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。 第4 在宅の要配慮者等対策（高齢者地域包括ケア推進課・障がい福祉課・がん感染症疾病対策課・防災危機管理局、市町村） 第5～第6 略 第7 外国人等への支援対策	所管の修正 防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 所管の修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
1 外国人の支援対策 略 (1)～(3) 略 第8 略 第14節 災害ボランティアの活動環境等整備計画 大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の<u>防災</u>ボランティアとの連携について検討するものとする。 また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等が連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において<u>防災</u>ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 第1 略 第2 災害ボランティアの受入体制の整備 1 略 2 行政の役割 (1) 県における役割 県は、福岡県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。	1 外国人の支援対策 略 (1)～(3) 略 (4) <u>災害時外国人支援情報コーディネーターの育成</u> <u>災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人避難者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成に係る国の取組みに協力する。</u> 第8 <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の避難の確保</u> <u>県・保健所設置市の保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。また、市町村の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</u> 第9 略 第14節 災害ボランティアの活動環境等の整備 大規模な災害の発生において、被災者の多様なニーズにきめ細かに対応するためには、ボランティアの参加・協力が不可欠である。そのため、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の<u>災害</u>ボランティアとの連携について検討するものとする。 また、ボランティアの自主性を尊重しつつ、行政、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等が連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。 第1 略 第2 災害ボランティアの受入体制の整備 1 略 2 行政の役割 (1) 県における役割 県は、<u>災害ボランティアの活動環境として、福岡県災害ボランティア連絡会、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保及び活動資機材やその保管場所、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u>	防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 記載の適正化 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
（２）市町村における役割 市町村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 第１５節 災害備蓄物資等整備・供給計画 第１ 共通方針 １ 県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。 ２ 備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。 また、県及び市町村は、被災地への物資の輸送に当たっては、市町村の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて指定緊急避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くよう配慮するよう努めるものとする。 特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、指定避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となったことにかんがみ、大規模災害発生時に市町村等と連絡が取れない場合には、その要請を待たずに、県から職員を派遣するなど情報の収集に努め、迅速かつ的確な義援物資の供給に努めるものとする。県は、これに必要な物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図り、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給に関し、相互に協力するよう努める。 また、熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。一方で、物資の供給は刻一刻と変わる被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた効果的な物資支援に努める。	（２）市町村における役割 市町村は、<u>災害ボランティアの活動環境として、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ボランティア等と連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u> 第１５節 災害備蓄物資等<u>の</u>整備・供給 第１ 共通方針 １ 県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や<u>過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、非常用電源、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための備蓄基本計画を定めておくものとする。</u> ２ <u>県及び市町村は、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努め、大規模な災害発生のおそれがある場合には、事前に備蓄状況を確認し、速やかに備蓄物資の提供が行われるよう準備に努めるものとする。</u> ３ 備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄、または指定緊急避難場所の位置を勘案した地域完結型の分散備蓄を行う。備蓄拠点の設置場所は、洪水、土砂災害等の危険区域を避けるなど、その安全性に十分配慮するものとする。 また、県及び市町村は、被災地への物資の輸送に当たっては、市町村の物資拠点への輸送に留まらず、例えば、発災直後から一定期間は必要に応じて指定緊急避難場所に搬送するなど、被災者に確実に届くように<u>配慮するよう努めるものとする。</u> 特に東日本大震災では、市町村庁舎自体が被災して行政機能が低下・喪失し、指定避難所等における被災者のニーズの把握がかなり困難となったことにかんがみ、大規模災害発生時に市町村等と連絡が取れない場合には、その要請を待たずに、県から職員を派遣するなど情報の収集に努め、迅速かつ的確な義援物資の供給に努めるものとする。県は、これに必要な物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図り、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や<u>物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</u> また、熊本地震では、国のプッシュ型支援により、水・食料といった主要物資の不足感が解消し、被災者に安心感を与えることができた。一方で、物資の供給は刻一刻と変わる被災地ニーズに応じてプル型で対応していくことも重要であり、プッシュ型とプル型を組み合わせた	記載の適正化 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 字句の修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
3 略 4 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。県は、避難所の支援物資のニーズを把握し、市町村との間で情報共有できる仕組みを整備するよう努めるものとする。 5 略 6 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第10節「給水計画」、第11節「食料供給計画」、第12節「生活必需品等供給計画」に示す活動方法・内容に習熟する。 第2～第4 略 第5 医薬品等の供給体制の整備 1 略 2 県における医薬品等の備蓄推進（薬務課） （1）大規模災害発生直後の被災負傷者（2万人相当）に対する必要な医薬品等を県下4ブロック（福岡県医薬品卸業協会・福岡県医療機器協会各1カ所/ブロック）に備蓄する。 なお、医薬品の備蓄品目や搬送手段等については、災害時緊急医薬品等供給体制整備検討会により、検討を行う。 （2）初動医療時の備蓄医薬品の運搬及びその後の救護医療に必要な医薬品や医療機器を確保するため、福岡県医薬品卸業協会・福岡県医療機器協会と協定を締結し、災害時の医薬品等の安定供給の整備を図る。 3 略 第6～第8 略 第16節 住宅の確保体制整備計画 略 第17節 保健衛生・防疫体制整備計画 第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟	効果的な物資支援に努める。 4 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。 5 略 6 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、多様な性のニーズに配慮するものとする。県は、避難所の支援物資のニーズを把握し、市町村との間で情報共有できる仕組みを整備するよう努めるものとする。 7 略 8 県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第10節「飲料水の供給」、第11節「食料の供給」、第12節「生活必需品等の供給」に示す活動方法・内容に習熟する。 第2～第4 略 第5 医薬品等の供給体制の整備 1 略 2 県における医薬品等の供給体制（薬務課） （1）備蓄推進 ア 大規模災害発生直後の被災負傷者（2万人相当）に対する必要な医薬品等を県下4ブロック（県医薬品卸業協会・県医療機器協会各1カ所/ブロック）に備蓄する。 なお、医薬品の備蓄品目や搬送手段等については、災害時緊急医薬品等供給体制整備検討会により、検討を行う。 イ 初動医療時の備蓄医薬品の運搬及びその後の救護医療に必要な医薬品や医療機器を確保するため、県医薬品卸業協会・県医療機器協会と協定を締結し、災害時の医薬品等の安定供給の整備を図る。 （2）モバイルファーマシーの運用 被災地の薬局が機能していない状況では、疾病治療中の避難患者に対する迅速・的確な医薬品の供給体制が必要である。調剤や医薬品の供給を行うことができる災害対策医薬品供給車両（モバイルファーマシー）について、災害時の運用体制を整備するとともに、その活動を支援する。 3 略 第6～第8 略 第16節 住宅の確保体制の整備 略 第17節 保健衛生・防疫体制の整備 第1 保健衛生・防疫活動要領への習熟	防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 記載の適正化 モバイルファーマシーの運用開始に伴う修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「保健衛生、防疫、環境対策計画」及び「災害時健康管理支援マニュアル」に示す活動方法・内容について習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のため、研修等を行う。 第2～第4 略 第18節 災害廃棄物処理体制整備計画 第1 ごみ処理体制の整備 1 略 2 ごみ処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物等処理計画」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 略 第2 し尿処理体制の整備 1 略 2 し尿処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物等処理計画」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3 略 第3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備 1 略 2 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物等処理計画」に示されたがれき等処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 略 第4～第5 略 第19節 鉱山災害予防計画 略 第20節 農業水産業災害予防計画 略 第21節 複合災害予防計画 略 第22節 防災関係機関における業務継続計画 略 第1 業務継続性の確保 県、市町村及び防災関係機関は、<u>災害発生時の</u>応急対策等の実施や	県、市町村及び関係機関は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第15節「保健衛生、防疫、環境対策」及び「災害時健康管理支援マニュアル」に示す活動方法・内容について習熟するとともに、保健師や動物愛護に従事する職員等の資質の向上のため、研修等を行う。 第2～第4 略 第18節 災害廃棄物処理体制の整備 第1 ごみ処理体制の整備 1 略 2 ごみ処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物等の処理」に示されたごみ処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 略 第2 し尿処理体制の整備 1 略 2 し尿処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3 略 第3 がれき等災害廃棄物処理体制の整備 1 略 2 災害廃棄物の処理要領への習熟と体制の整備 県（廃棄物対策課）及び市町村は、第3編「災害応急対策計画」第2章「災害応急対策活動」第22節「災害廃棄物等の処理」に示されたがれき等処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。 3～4 略 第4～第5 略 第19節 鉱山<u>の</u>災害予防 略 第20節 農業水産業<u>の</u>災害予防 略 第21節 複合災害<u>の</u>予防 略 第22節 防災関係機関における業務継続計画 第1 業務継続性の確保 県、市町村及び防災関係機関は、<u>災害が発生し、又は発生するおそ</u>	防災基本計画（R03.5修正）に基づく

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。	<u>れがある場合</u>の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行うものとする。	修正
第3編 災害応急対策計画 第1章 活動体制の確立 第1節 略 第2節 <u>組織動員計画</u> 略 また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行う。 なお、災害応急対策実施責任機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする 第1 県の配備動員・応急活動体制 略 航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 1 福岡県災害対策本部 (1)～(8) 略 (9) その他 災害対策本部は、<u>国の非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部</u>が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図り、支援、協力を求めることとする。 2～6 略 第2～第3 略 第3節 <u>自衛隊災害派遣要請計画</u> 略	第3編 災害応急対策計画 第1章 活動体制の確立 第1節 略 第2節 <u>県等の組織体制の確立</u> 略 また、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行う。 なお、災害応急対策実施責任機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする 第1 県の配備動員・応急活動体制 略 航空運用調整班は、警察、消防、九州地方整備局、海上保安庁、自衛隊、DMAT調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、<u>調整に当たっては、政府本部（「特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。以下同じ。）又は官邸対策室等との連携の下、航空機運用総合調整システム（FOCS）を活用するものとする。</u>また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。 1 福岡県災害対策本部 (1)～(8) 略 (9) その他 災害対策本部は、<u>国の特定災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部（以下、「国の現地対策本部」という。）</u>が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図り、支援、協力を求めることとする。 2～6 略 第2～第3 略 第3節 <u>自衛隊の災害派遣要請</u> 略	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由												
第4節 応援要請計画 大規模災害発生時には、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に当たって支障をきたすことから、各機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するため、各機関は平常時から関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するものとする。大規模な災害の発生を覚知した時は、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。 第1 応援要請 1 略 2 県 (1)～(5) 略 (6)「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく応援要請 知事は、大規模災害発生時に、県及び県内市町村の応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、国や九州地方知事会等と連携し、「被災市区町村応援職員確保システム」等に基づく応援職員の派遣を依頼するものとする。 3～5 略 6 応援の受入れに関する措置 他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援を要請する市町村、県等は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努めるものとする。 特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊（消防）に加え、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）等の多くの救助部隊を円滑に受入れることができるよう、市町村等と連携して活用可能な宿泊場所（候補地）を確保するものとする。 略 7 国の現地対策本部（非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部）の受入 略 （表中）県からの要請・連絡先 <table border="1"> <tr> <td>防災危機管理局</td><td>ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）</td><td>九州電力、西部ガス</td></tr> <tr> <td>保健医療介護総</td><td>保健師・栄養士等医</td><td>県内保健福祉環境事務</td></tr> </table>	防災危機管理局	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	九州電力、西部ガス	保健医療介護総	保健師・栄養士等医	県内保健福祉環境事務	第4節 応援要請 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その被害が拡大することが予想され、単一の防災関係機関のみでは、応急対策活動に当たって支障をきたすことから、各機関が連携して広域的な応援体制を迅速に構築するため、各機関は平常時から関係機関と十分に協議し、災害時に当たっては速やかに広域応援等を要請し、応急活動を迅速、的確に実施するものとする。大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各機関はあらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。 第1 応援要請 1 略 2 県 (1)～(5) 略 (6)「応急対策職員派遣制度」に基づく応援要請 知事は、大規模災害発生時に、県及び県内市町村の応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、国や九州地方知事会等と連携し、「応急対策職員派遣制度」等に基づく応援職員の派遣を依頼するものとする。 なお、県及び市町村は、訓練等を通じて、「応急対策職員派遣制度」を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 3～5 略 6 応援の受入れに関する措置 他の市町村、都道府県、関係機関等に応援の要請等を行う場合には、応援を要請する市町村、県等は、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係る人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れに努めるものとする。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。 特に、大規模災害発生時等には、緊急消防援助隊（消防）に加え、自衛隊、警察災害派遣隊（警察）等の多くの救助部隊を円滑に受入れることができるよう、市町村等と連携して活用可能な宿泊場所（候補地）を確保するものとする。 略 7 国の現地対策本部の受入 略 （表中）県からの要請・連絡先 <table border="1"> <tr> <td>防災危機管理局</td><td>ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）</td><td>九州電力、九州電力送配電、西部ガス</td></tr> <tr> <td>保健医療介護総</td><td>保健師・栄養士等医</td><td>県内市町村、近隣県、全</td></tr> </table>	防災危機管理局	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	九州電力、九州電力送配電、西部ガス	保健医療介護総	保健師・栄養士等医	県内市町村、近隣県、全	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 制度改正に伴う修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 分社化に伴う修正 記載の適正化（健康増進課）
防災危機管理局	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	九州電力、西部ガス												
保健医療介護総	保健師・栄養士等医	県内保健福祉環境事務												
防災危機管理局	ライフラインの優先復旧（早期回復を必要とする施設）	九州電力、九州電力送配電、西部ガス												
保健医療介護総	保健師・栄養士等医	県内市町村、近隣県、全												

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧			新			改正理由
務課 健康増進課 こころの健康づくり推進室 医療指導課 健康増進課 薬務課	療保健関係者の派遣 医療関係者の派遣	所、県内市町村、近隣県、 全国都道府県（厚生労働省） 厚生労働省、日本赤十字社福岡県支部、県医師会、歯科医師会、市町村立病院、国立病院機構、薬剤師会、災害拠点病院（DMAT含む）	務課 健康増進課 こころの健康づくり推進室 医療指導課 健康増進課 <u>こころの健康づくり推進室</u> 薬務課	療保健関係者の派遣 医療関係者の派遣	国都道府県（厚生労働省） 厚生労働省、日本赤十字社福岡県支部、県医師会、歯科医師会、<u>精神科病院協会、市町村立病院、国立病院機構、薬剤師会、災害拠点病院（DMAT含む）、災害拠点精神科病院（DPAT含む）</u>	記載の適正化
第2 略 第5節 災害救助法適用計画 略 第1 災害救助法の適用基準 1 略 2 <u>前項(1)から(3)までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当っては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。</u> 第2 略 第3 救助の実施 1 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。 (1) 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与 (2) ～ (12) 略 2～3 略 第4 略 第5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則及び同細則に基づく救助の程度等に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむをえない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。			第2 略 第5節 災害救助法の適用 略 第1 災害救助法の適用基準 1 略 2 <u>前記1の(1)から(3)までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当っては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。</u> 3 <u>前記1によるもののほか、知事は、特定災害又は非常災害が発生するおそれがある場合において、政府本部が設置され、当該本部の所管区域として県内市町村が告示されたときには、災害救助法による救助を実施できる。</u> 第2 略 第3 救助の実施 1 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。 <u>なお、本節第1の3による救助の種類は、(1)である。</u> (1) 避難所（応急仮設住宅を除く。）の供与 (2) ～ (12) 略 2～3 略 第4 略 第5 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、福岡県災害救助法施行細則及び同細則に基づく救助の程度等に定めるとおりであるが、救助の期間については、やむをえない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。 資料編 災害救助法－災害救助法（抜粋） 参照 資料編 災害救助法－災害救助法施行令（抜粋） 参照			災害救助法改正に基づく修正 災害救助法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
資料編Ⅰ 災害救助法－災害救助法（抜粋） 参照 資料編Ⅰ 災害救助法－災害救助法施行令（抜粋） 参照 資料編Ⅰ 災害救助法－内閣府令第86号（抜粋） 参照 資料編Ⅰ 災害救助法－福岡県災害救助法施行細則 参照 第6 他の都道府県等から応援を受けた場合の費用の代位弁済 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、他の都道府県等から応援を受け、応援のため支弁した費用の求償請求を受けた場合は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が県に代わって求償の請求を行った都道府県に対して弁済するよう要請することを検討するものとする。 （表外）県内市町村別災害救助法適用基準一覧表 市町村名は平成31年3月31日現在 第6節 要員確保計画 第1 労働者等確保の種別、方法 1 略 2 ボランティア等の受入れ（第3編「災害応急対策」第2章「災害応急対策活動」第7節「災害ボランティアの受入・支援計画」） 3～5 略 第2 略 第7節 災害ボランティアの受入・支援計画 大規模災害が発生したときには、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。 県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。	資料編 災害救助法－災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（抜粋） 参照 資料編 災害救助法－福岡県災害救助法施行細則 参照 資料編 災害救助法－福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等 参照 第6 他の都道府県等から応援を受けた場合の費用の代位弁済 著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、他の都道府県等から応援を受け、応援のため支弁した費用の求償請求を受けた場合は、内閣府令で定めるところにより、国に対して、国が県に代わって求償の請求を行った都道府県等に対して弁済するよう要請することを検討するものとする。 （表外）県内市町村別災害救助法適用基準一覧表 市町村名は令和2年3月31日現在 第6節 要員の確保 略 第1 労働者等確保の種別、方法 1 略 2 ボランティア等の受入れ（第3編「災害応急対策」第2章「災害応急対策活動」第7節「災害ボランティアの受入・支援」） 3～5 略 第2 略 第7節 災害ボランティアの受入・支援 大規模災害が発生したときには、福岡県災害ボランティア連絡会及び社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティア本部を設置し、災害時のみならず復旧時においても、ボランティア相互の情報交換の場の提供などについて被災住民の支援を図るとともに、全国から駆けつけるボランティアの善意が効果的に活かされるよう活動を支援、調整する。 県又は県から事務の委任を受けた市町村は、<u>共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</u> 県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。	記載の適正化 記載の適正化 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
<u>第2章 災害応急対策活動</u> 第1節 防災気象情報等伝達計画 第1 防災気象情報等の種類・基準と伝達系統 1 警報・注意報等の定義 気象情報… 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。福岡管区气象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。 「雨を要因とする特別警報」を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。 2～3 略 4 記録的短時間大雨情報 県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、発表する。 福岡県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。 5 略 6 火災気象通報 火災気象通報を行う場合の基準は、<u>次のどちらかを満たす場合である。</u> <u>（1）実効湿度が60%以下でかつ最小湿度が40%以下となり最大風速が7m/sをこえる見込みのとき。</u> <u>（2）平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。</u> <u>（降雨、降雪中は通報しないこともある。）</u> 7 略 第2 警報・注意報等の伝達系統 1～5 略 6 市町村から住民への周知方法 市町村は防災計画に基づき関係住民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のため	<u>第2章 災害応急対策活動</u> 第1節 防災気象情報等の伝達 第1 防災気象情報等の種類・基準と伝達系統 1 警報・注意報等の定義 気象情報… 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。福岡管区气象台は、九州北部地方及び山口県を対象とする「九州北部地方（山口県を含む）気象情報」並びに福岡県を対象とする「福岡県気象情報」及び「福岡県記録的短時間大雨情報」を発表する。 「雨を要因とする特別警報」を発表したときには、その後速やかに、その内容を補完するため「記録的な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。<u>また、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する福岡県気象情報」という表題の気象情報を発表する。</u> 2～3 略 4 記録的短時間大雨情報 県内で<u>大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「非常に危険」（うす紫）以上が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、発表する。</u> 福岡県の発表基準は、1時間110ミリ以上を観測又は解析したときである。 5 略 6 火災気象通報 火災気象通報を行う場合の基準は、福岡管区气象台が定めた「<u>乾燥注意報</u>」及び陸上を対象とした「<u>強風注意報</u>」の基準と同一とする。<u>なお、陸上を対象とした「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。</u> <u>※「乾燥注意報」の基準：実効湿度60%以下でかつ最小湿度40%以下</u> <u>※「強風注意報（陸上）」の基準：平均風速12m/s以上</u> 7 略 第2 警報・注意報等の伝達系統 1～5 略 6 市町村から住民への周知方法 市町村は防災計画に基づき関係住民に対し、必要と認められる予警報だけでなく、予想される事態及びこれに対して取るべき避難のため	防災気象情報の改善に伴う修正 防災気象情報の改善に伴う修正 基準の改正に伴う修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧		新	改正理由				
の立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて住民等に伝達する。この場合、要配慮者が基本法第 60 条第 1 項の規程による避難のための立ち退きの<u>勧告</u>又は指示を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。 略 7～8 略 第3 略 第4 土砂災害警戒情報 1 土砂災害警戒情報の内容 福岡県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 27 条及び気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 11 条の規定に基づき共同して作成・発表する土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、<u>避難勧告</u>等の発令対象<u>地域</u>を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報の提供に努めるものとする。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。土砂災害警戒情報は警戒レベル 4 に相当する情報である。 2 略 3 目的 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への<u>避難勧告</u>等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。 4 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点 土砂災害に対する<u>避難勧告・避難指示（緊急）</u>の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を発令の判断基準にする。 5～6 略 7 土砂災害警戒情報文 <table><tr><td>警戒を要する場合の情報</td><td><概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。 <とるべき措置> 避難が必要となる危険な状況となっています 【警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区のお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される<u>避難勧告</u>等の情報に注意してください。</td></tr></table>		警戒を要する場合の情報	<概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。 <とるべき措置> 避難が必要となる危険な状況となっています 【警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区のお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される <u>避難勧告</u> 等の情報に注意してください。	の立ち退きの準備その他の措置の伝達周知を行う。大雨、暴風、高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は、直ちに多様な手段を用いて住民等に伝達する。この場合、要配慮者が基本法第 60 条第 1 項の規程による避難のための立ち退きの<u>指示</u>を受けた場合に、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮するものとする。 略 7～8 略 第3 略 第4 土砂災害警戒情報 1 土砂災害警戒情報の内容 福岡県と気象庁は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 27 条及び気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 11 条の規定に基づき共同して作成・発表する土砂災害警戒情報を関係機関へ通知するとともに、<u>避難指示</u>等の発令対象<u>区域</u>を特定するための参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する土砂災害危険度情報の提供に努めるものとする。また、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。土砂災害警戒情報は警戒レベル 4 に相当する情報である。 2 略 3 目的 土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への<u>避難指示</u>等の災害応急対応を適時適切に行えるように支援すること、また、住民が自主避難の判断等に役立てることを目的とする。 4 土砂災害警戒情報の特徴及び利用に当たっての留意点 土砂災害に対する避難指示の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を発令の判断基準にする。 5～6 略 7 土砂災害警戒情報文 <table><tr><td>警戒を要する場合の情報</td><td><概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。 <とるべき措置> 避難が必要となる危険な状況となっています 【警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区のお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される<u>避難指示</u>等の情報に注意してください。</td></tr></table>	警戒を要する場合の情報	<概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。 <とるべき措置> 避難が必要となる危険な状況となっています 【警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区のお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される <u>避難指示</u> 等の情報に注意してください。	災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正
警戒を要する場合の情報	<概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。 <とるべき措置> 避難が必要となる危険な状況となっています 【警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区のお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される <u>避難勧告</u> 等の情報に注意してください。						
警戒を要する場合の情報	<概況> 降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。 <とるべき措置> 避難が必要となる危険な状況となっています 【警戒レベル 4 相当情報[土砂災害]】。崖の近くなど土砂災害の発生しやすい地区のお住まいの方は、早めの避難を心がけるとともに、市町村から発表される <u>避難指示</u> 等の情報に注意してください。						
第 2 節 被害情報等収集伝達計画 第 1 災害情報の収集 1 略		第 2 節 被害情報等の収集伝達 第 1 災害情報の収集 1 略					

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
2 災害情報の把握 県及び市町村は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。 この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。 また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。 略 （１）～（２） 略 （３）避難の勧告・指示の状況、警戒区域の指定状況 （４）～（９） 略 3 災害関係情報収集用カメラや警察の交通監視用テレビ、<u>福岡県災害情報収集システム</u>等の活用 （１）～（２） 略 （３）<u>福岡県災害情報収集システムの活用</u> 県は、災害現場から携帯電話やスマートフォン等の端末で撮影した写真や災害情報を送信することで、自動的に地図上に表示できる<u>福岡県災害情報収集システム</u>を構築した。県及び市町村等の防災担当者は、本システムを活用しながら災害情報の収集を行うよう努める。 （４） 略 4 国への報告等 県は、即座に概括情報の収集を行い、災害即報様式等、所定の様式によらず、通信サービス等により消防庁（応急対策室）に対し報告するものとし、その後速やかに「火災・災害等即報要領」に基づき被害状況を報告するものとする。また、必要に応じ防災関係機関及び関係地方公共団体に対し、災害状況を連絡し、必要な応援等を要請するとともに、指定行政機関を通じ、官邸（内閣官房）及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、<u>国の非常本部</u>等の設置後はこれを<u>非常本部</u>等に連絡することとする。必要に応じ、収集した画像情報の共有も図るものとする。 5～6 略 第2～第3 略 第4 通信計画	2 災害情報の把握 県及び市町村は、<u>災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行うものとし、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機、<u>無人航空機</u>等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。</u> この場合、県は降雨量、風速等から特に被害の発生が予想される地域を優先して市町村、消防本部等から情報を収集することとし、被害規模の早期把握に努めるものとする。 また、県は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、必要に応じ、市町村に災害警戒（対策）地方本部から情報連絡員を派遣し、応急的な市町村との通信及び情報の収集に努めるものとする。被害情報等の把握に際しては、ヘリコプターや<u>無人航空機</u>等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くすよう努めるものとする。 略 （１）～（２） 略 （３）避難の指示の状況、警戒区域の指定状況 （４）～（９） 略 3 災害関係情報収集用カメラや警察の交通監視用テレビ等の活用 （１）～（２） 略 略 （３） 略 4 国への報告等 県は、即座に概括情報の収集を行い、災害即報様式等、所定の様式によらず、通信サービス等により消防庁（応急対策室）に対し報告するものとし、その後速やかに「火災・災害等即報要領」に基づき被害状況を報告するものとする。また、必要に応じ防災関係機関及び関係地方公共団体に対し、災害状況を連絡し、必要な応援等を要請するとともに、指定行政機関を通じ、官邸（内閣官房）及び内閣府に、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を随時連絡し、<u>政府本部</u>等の設置後はこれを<u>政府本部</u>等に連絡することとする。必要に応じ、収集した画像情報の共有も図るものとする。 5～6 略 第2～第3 略 第4 通信計画	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 システム廃止に伴う修正 システム廃止に伴う修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由						
1 略 2 災害時における通信連絡 (1) 略 (2) 通信機器の借受 県は、有線回線の輻輳（ふくそう）や停電等のため有線通信が使用できない場合、電気通信事業者等や九州総合通信局から通信機器（携帯電話・衛星携帯電話・MCA無線機等）を速やかに借り受け、被災地における災害応急対策活動に活用する。 (3)～(4) 略 (5) その他の通信設備の利用 ア 専用通信施設の利用 略 県（防災行政無線）、警察、九州地方整備局、福岡管区气象台、第七管区海上保安本部、大阪航空局、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社 (表中) 通信設備設置機関 <table><tr><td>九州電力株式会社</td><td>昭 39. 8. 18</td><td>各支社・営業所・電力所・発電所・変電所・制御所・工務所の長</td></tr></table> イ～エ 略 3～4 略 第3節 広報・広聴計画 災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。 なお、広報活動に当たっては要配慮者に配慮した広報の実施に努めるものとする。 第1 災害広報の実施 1 県における広報 (1)～(2) 略 (3) 広報の実施 ア きめ細かな情報提供 略	九州電力株式会社	昭 39. 8. 18	各支社・営業所・電力所・発電所・変電所・制御所・工務所の長	1 略 2 災害時における通信連絡 (1) 略 (2) 通信機器の借受 県は、有線回線の輻輳（ふくそう）や停電等のため有線通信が使用できない場合、電気通信事業者等や九州総合通信局から通信機器（携帯電話・衛星通信・MCA無線機等）を速やかに借り受け、被災地における災害応急対策活動に活用する。 (3)～(4) 略 (5) その他の通信設備の利用 ア 専用通信施設の利用 略 県（防災行政無線）、警察、九州地方整備局、福岡管区气象台、第七管区海上保安本部、大阪航空局、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社 表中) 通信設備設置機関 <table><tr><td>九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社</td><td>昭 39. 8. 18</td><td>各支社・営業所・電力所・発電所・変電所・制御所・工務所の長</td></tr></table> イ～エ 略 3～4 略 第3節 広報・広聴 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対して迅速かつ正確な広報を実施する。また、被災者の要望、苦情等の広聴を実施し、効果的な災害対策の実施に資するとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や一般住民の様々な相談に適切に対応する。 第1 災害広報の実施 1 県における広報 (1)～(2) 略 (3) 広報の実施 ア きめ細かな情報提供 略	九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社	昭 39. 8. 18	各支社・営業所・電力所・発電所・変電所・制御所・工務所の長	防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 分社化に伴う修正 分社化に伴う修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正
九州電力株式会社	昭 39. 8. 18	各支社・営業所・電力所・発電所・変電所・制御所・工務所の長						
九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社	昭 39. 8. 18	各支社・営業所・電力所・発電所・変電所・制御所・工務所の長						

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧		新		改正理由
対 象	情 報 伝 達 経 路	対 象	情 報 伝 達 経 路	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正
指定避難所等の被災者	(県内) 指定避難所巡回員等 (県外) 各都道府県公営住宅管理主管課、各都道府県県政記者クラブ等との連携	指定避難所等の避難者	(県内) 指定避難所巡回員等 (県外) 各都道府県公営住宅管理主管課、各都道府県県政記者クラブ等との連携	
障がいのある人・高齢者等	福祉ボランティア等	障がいのある人・高齢者等	福祉ボランティア等	
外国人	外国人団体、NPO・ボランティア等、外国人県民相談窓口との連携等	外国人	外国人団体、NPO・ボランティア等、外国人県民相談窓口との連携等	
なお、被災地から一時的に避難した被災者や高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者においては、情報が不足する傾向があることから、情報伝達経路の確保に努める。		なお、被災地から一時的に避難した避難者や高齢者、障がいのある人、外国人等の要配慮者においては、情報が不足する傾向があることから、情報伝達経路の確保に努める。		
イ 災害情報の収集 県は、災害情報の収集について、「第2節 被害情報等収集伝達計画」の項に定めるところによるほか、次の要領によって収集することとする。 (ア)～(ウ) 略 ウ～オ 略		イ 災害情報の収集 県は、災害情報の収集について、「第2節 被害情報等の収集伝達」の項に定めるところによるほか、次の要領によって収集することとする。 (ア)～(ウ) 略 ウ～オ 略		
2 市町村における広報 市町村は、災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに被災住民への広報を行うとともに、関係機関への通報を行う。なお、避難勧告等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。 (1) 略 (2) 避難勧告・指示等に関すること (3)～(15) 略		2 市町村における広報 市町村は、災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに被災住民への広報を行うとともに、関係機関への通報を行う。なお、避難指示等の情報を被災者等へ伝達できるよう、福岡県災害緊急情報自動配信システムを活用し、放送事業者への迅速な情報提供体制の整備に努める。 (1) 略 (2) 避難指示等に関すること (3)～(15) 略		災害対策基本法改正に基づく修正
3 指定公共機関等における広報 (1) 略 (2) 九州電力株式会社 略 (3)～(6) 略		3 指定公共機関等における広報 (1) 略 (2) 九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社 略 (3)～(6) 略		分社化に伴う修正
第2 広報の実施方法 関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに行う。 県、市町村及び防災関係機関は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。 なお、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることをかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、指定緊急避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものと		第2 広報の実施方法 関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し速やかに行う。 県、市町村及び防災関係機関は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。 なお、被災者の置かれている生活環境及び居住環境等が多様であることをかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供が		防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
する。 1～7 略 第3 災害時の放送要請 1 略 2 緊急警報放送の要請 (1)～(2) 略 (3) 要請理由 災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。 ア 事態が切迫し、<u>避難勧告、命令</u>や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。 イ 略 (4) 略 ア～イ 略 (ア)～(イ) 略	なされるものとする。 1～7 略 第3 災害時の放送要請 1 略 2 緊急警報放送の要請 (1)～(2) 略 (3) 要請理由 災害が発生し、又は発生のおそれがある次のいずれの事項にも該当する場合とする。 ア 事態が切迫し、<u>緊急安全確保、避難指示</u>や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要すること。 イ 略 (4) 略 ア～イ 略 (ア)～(イ) 略	災害対策基本法改正に基づく修正
【放送要請に係る様式】 (略) 1. 要請理由 ① <u>避難勧告</u>、警報等の周知、徹底を図るため ② 災害時の混乱を防止するため ③ 市町村から要請があったため ④ 災害対策本部配備要員を召集するため (略)	【放送要請に係る様式】 (略) 1. 要請理由 ① <u>避難指示</u>、警報等の周知、徹底を図るため ② 災害時の混乱を防止するため ③ 市町村から要請があったため ④ 災害対策本部配備要員を召集するため (略)	災害対策基本法改正に基づく修正
第4 略 第4節 避難計画 災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、<u>屋内での待避その他の避難のための安全確保に関する措置</u>（以下「<u>安全確保措置</u>」という。）をとらせるための方法を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。 第1 <u>避難の指示、勧告、避難準備・高齢者等避難開始等</u>及び周知 1 <u>避難準備・高齢者等避難開始</u> 市町村は、<u>一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに</u>、高齢者や障がいのある人等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル等に沿った	第4 略 第4節 避難対策の実施 災害により危険区域にある住民を安全な場所に避難させ、また、<u>高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急安全確保に関する措置</u>（以下「<u>緊急安全確保措置</u>」という。）をとらせるための方法を明確にし、関係住民の迅速かつ円滑な避難の実施を図る。 第1 <u>避難の指示、高齢者等避難等</u>及び周知 1 <u>高齢者等避難</u> 市町村は、高齢者や障がいのある人等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル等に沿った<u>高齢者等避難等</u>の伝達を行う。	災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧						新					改正理由
避難準備・高齢者等避難開始等の伝達を行う。 2 避難の勧告、指示 (1) 避難の勧告・指示権者 【避難の勧告・指示権者及び時期】						2 避難の指示 (1) 避難の指示権者 【避難の指示権者及び時期】					災害対策基本法改正に基づく修正
指示権者	勧告権者	…	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告又は指示の対象	勧告又は指示の内容	指示権者	…	対象となる災害の内容 (要件・時期)	指示の対象	指示の内容	
市町村長 (委任を受けた吏員)	市町村長 (委任を受けた吏員)	…	全災害 ・ 災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・ 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・ 急を要すると認めるとき ・ 避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき	…	①立ち退きの勧告・指示 ②立退き先の指示(※1) ③安全確保措置の指示	市町村長 (委任を受けた吏員)	…	全災害 ・ 災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・ 人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき ・ 急を要すると認めるとき ・ 避難のための立ち退きを行うことにより人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき	…	①立ち退きの指示 ②立退き先の指示(※1) ③緊急安全確保の指示	
知事 (委任を受けた吏員)		…	…	…	同上	知事 (委任を受けた吏員)	…	…	…	同上	
警察官		…	全災害 ・ 市町村長が避難のため立退き又は安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき ・ 危険な事態がある場合において、特に急を要する場合		①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③安全確保措置の指示 ④避難の措置(特に急を要する場合)	警察官	…	全災害 ・ 市町村長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと警察官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき ・ 危険な事態がある場合において、特に急を要する場合		①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③緊急安全確保の指示 ④避難の措置(特に急を要する場合)	
海上保安官		…	全災害 ・ 市町村長が避難のため立退き又は安全確保措置を指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき		①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③安全確保措置の指示	海上保安官	…	全災害 ・ 市町村長が避難のため立退き又は緊急安全確保措置を指示することができないと海上保安官が認めるとき又は市町村長から要求があったとき		①立退きの指示 ②立退き先の指示 ③緊急安全確保の指示	
…	…	…		…	…	…	…		…	…	災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
(注) 1 「<u>勧告</u>」とは、その地域の住民が、その「<u>勧告</u>」を尊重することを期待して、<u>避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。</u> 2 「<u>指示</u>」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「<u>勧告</u>」よりも拘束力が強く、<u>住民を避難のため立退かせるためのものをいう。</u> (2) 避難の<u>勧告・指示等の基準</u> 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、<u>避難のための立ち退きの勧告、指示、安全確保措置の指示</u>を行う。 災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、風水害の被災地近傍の支所等において<u>勧告等</u>を行うための判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 また、住民に対して<u>避難勧告等</u>を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</u> 災害の状況に応じて<u>避難勧告等</u>を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、<u>近隣のより安全な建物等への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。</u> <u>避難勧告等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 国及び県は、市町村から土砂災害に関する<u>避難勧告等</u>解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町村及び防災関係機関に助言を行うものとする。 (3) 指定行政機関の長等による助言 市町村長は、避難のための立ち退きの<u>勧告、指示、安全確保措置の指示</u>をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該<u>勧告</u>について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。また、県は、時機を失することなく<u>避難勧告等</u>が発令されるよう、積極的に助言するものとする。 3 相互の連絡協力 関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、	(注)「<u>指示</u>」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。 (2) 避難の指示等の基準 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、<u>避難のための立ち退きの指示、緊急安全確保の指示</u>を行う。 災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、風水害の被災地近傍の支所等において<u>指示等</u>を行うための判断を行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。 また、住民に対して<u>避難指示等</u>を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、<u>緊急安全確保及び避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。</u> 災害の状況に応じて<u>避難指示等</u>を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「<u>緊急安全確保</u>」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。 <u>避難指示等</u>の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努めるものとする。 国及び県は、市町村から土砂災害に関する<u>避難指示等</u>解除に関して求めがあった場合には、必要な助言をするものとする。また、大規模な土砂災害発生後には、必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町村及び防災関係機関に助言を行うものとする。 (3) 指定行政機関の長等による助言 市町村長は、避難のための立ち退きの<u>指示、緊急安全確保措置の指示</u>をしようとする場合において、必要があると認めるときは、災害対応の多くの専門的知見等を有する指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は県知事に対し、当該<u>指示</u>について、助言を求めることができる。この際、助言を求められた者は、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言を行うものとする。また、県は、時機を失することなく<u>避難指示等</u>が発令されるよう、積極的に助言するものとする。 3 相互の連絡協力 関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、	災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
避難のための立ち退きの指示、<u>勧告、安全確保措置</u>の指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。 市町村長は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、<u>勧告、安全確保措置</u>の指示の措置をとった場合は、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連絡を行うものとする。 4 住民等への周知 (1) 避難の指示、<u>勧告、安全確保措置</u>の指示を行った場合には、地域住民等に対し市町村防災行政無線、広報車、サイレンあるいは報道機関を通じて、避難指示（緊急）、<u>勧告又は安全確保措置</u>の指示の理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。 また、危険の切迫性に応じて<u>避難勧告等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難勧告等</u>に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 (2) 市町村長等は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への「避難の<u>勧告・指示</u>の伝達」には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 (3) 市町村は、住民等に対し、<u>避難勧告等</u>が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への<u>移動</u>を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。 第2 略 第3 避難者の誘導及び移送 1 市町村 (1) 避難者の誘導 住民等の避難誘導は、警察や自主防災組織等の協力を得て市町村が実施する。 市町村は、住民等に対し、<u>避難勧告等</u>が発令された場合の<u>安全確保措置</u>としては、指定緊急避難場所への<u>移動</u>を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うこ	避難のための立ち退きの指示、<u>緊急安全確保</u>の指示の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、適切に実施されるよう協力する。 市町村長は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは、避難のための立ち退きの指示、<u>緊急安全確保</u>の指示の措置をとった場合は、速やかに県知事に報告するとともに関係機関への連絡を行うものとする。 4 住民等への周知 (1) 避難の指示、<u>緊急安全確保措置</u>の指示を行った場合には、地域住民等に対し市町村防災行政無線、広報車、サイレンあるいは報道機関を通じて、避難指示又は<u>緊急安全確保措置</u>の指示の理由、避難先、避難経路、避難時の注意事項等について周知徹底を図る。特に、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。 また、危険の切迫性に応じて<u>避難指示等</u>の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、<u>避難指示等</u>に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 (2) 市町村長等は、情報の伝わりにくい避難行動要支援者への「避難の指示の伝達」には、特に配慮するものとする。避難の必要がなくなった場合も同様とする。 (3) 市町村は、住民等に対し、<u>避難指示等</u>が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、<u>高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて</u>、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</u> 第2 略 第3 避難者の誘導及び移送 1 市町村 (1) 避難者の誘導 住民等の避難誘導は、警察や自主防災組織等の協力を得て市町村が実施する。 市町村は、住民等に対し、<u>避難指示等</u>が発令された場合の<u>避難行動</u>としては、指定緊急避難場所、<u>安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自</u>	災害対策基本法改正に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 災害対策基本法改正及び防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
とがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「<u>近隣の安全な場所</u>」への移動又は「<u>屋内安全確保</u>」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。 (2)～(3) 略	宅等で身の安全を確保することが出来る場合は、<u>住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避など「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。</u> (2)～(3) 略 (4) 広域避難 ア 広域避難についての協議 <u>市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u> イ 広域避難の実施について <u>市町村、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</u> ウ 避難者への情報提供 <u>市町村及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。</u> (5) 広域一時滞在 ア 広域一時滞在についての協議 <u>被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。</u> イ 広域的避難収容活動の実施 <u>市町村は、政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u>	災害対策基本法改正及び防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正
2 県 (1) 略 (2) 広域一時滞在 <u>市町村は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難及び指定緊急避難</u>	2 県 (1) 略 (2) 広域避難 <u>県は、必要に応じて他県に相互応援協定に基づく応援要請や、国等に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。その際、へ</u>	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
<u>場所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。</u> 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を当該市町村に代わって行うものとする。 また、県は、必要に応じて他県に相互応援協定に基づく応援要請や、国等に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。その際、ヘリコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。 <u>市町村は、指定緊急避難場所を指定する際に合わせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u> 3～4 略 第4 <u>指定緊急避難場所等の開設</u> 1 市町村 市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、<u>避難準備・高齢者等避難開始の発令等を行うとともに、災害により、家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、遅滞なく指定緊急避難場所等の開設を行い、住民等に周知徹底を図るものとする。</u> <u>指定緊急避難場所等の開設に当たっては、災害の状況に応じ、指定避難所の立地条件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行う。</u>	リコプター、船舶による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。 ア <u>他の都道府県との協議</u> 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。 イ <u>広域避難に関する助言</u> 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。 ウ <u>広域避難の実施について</u> 県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、<u>広域避難を実施するよう努めるものとする。</u> エ <u>避難者への情報提供</u> 県は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取りあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確な情報を提供できるように努めるものとする。 (3) <u>広域一時滞在</u> ア <u>他の都道府県との協議</u> 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。 イ <u>広域一時滞在に関する助言</u> 県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行うものとする。 ウ <u>広域的避難収容活動の実施</u> 県は、<u>政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。</u> 3～4 略 第4 <u>指定避難所等の開設</u> 1 市町村 市町村は、災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ、<u>高齢者等避難の発令等を行うとともに、指定緊急避難場所等を開放し、また、災害により、家屋等に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を一時的に受入れ、保護するため、遅滞なく指定避難所等の開設を行い、住民等に周知徹底を図るものとする。</u> <u>指定避難所等の開設に当たっては、災害の状況に応じ、その立地条</u>	字句の修正 災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u> <u>この場合、市町村は以下の点に留意するものとする。</u> (1) 開設指定避難所の付近住民に対する速やかな周知徹底 (2) 略 (3) 指定避難所責任者の選任とその権限の明確化 (4) 避難者名簿の作成（なお、指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報についても、把握するよう努めるものとする） (5) 略 (6) 良好な居住性の確保、当該指定避難所に置ける食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備 (7) 次の事項について県へ速やかに報告する。 ア 指定避難所開設の日時及び場所 イ～エ 略 (8) 指定避難所の適切な運営管理 ア 指定避難所における協力体制の構築 指定避難所における正確な情報の伝達、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、指定避難所運営管理について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。 イ 指定避難所の運営管理に関する役割分担を明確化 ウ 被災者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援 被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。	件及び建築物の安全を確認して、速やかな開設を行うとともに、<u>必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</u> また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、<u>国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u> <u>指定避難所等に避難してきた者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。</u> 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u> <u>指定避難所等を開設する場合、市町村は以下の点に留意するものとする。</u> (1) <u>開設した指定避難所等</u>の付近住民に対する速やかな周知徹底 (2) 略 (3) <u>指定避難所等</u>の責任者の選任とその権限の明確化 (4) 避難者名簿の作成（なお、指定避難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている避難者等に係る情報についても、把握するよう努めるものとする） (5) 略 (6) 良好な居住性の確保、当該指定避難所に置ける食料、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する避難者の生活環境の整備 (7) <u>関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、次の避難所の開設状況等の事項について県へ適切に報告する。</u> ア 指定避難所等の開設の日時及び場所 イ～エ 略 (8) 指定避難所等の適切な運営管理 ア 指定避難所等における協力体制の構築 指定避難所等における正確な情報の伝達、食料や水等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防災組織、専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。 イ 指定避難所等の運営管理に関する役割分担を明確化 ウ <u>避難者の主体的な運営管理体制の立ち上げ支援</u> 避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、<u>避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営管理に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</u> <u>エ 性暴力・DVの発生防止</u>	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 記載の適正化 記載の適正化 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
2 県 市町村から災害救助法による指定避難所開設について応援の要請を受けたときは、被災市町村に隣接する市町村に必要な応援等の要請をするとともに、必要に応じ県警察に通知する。 第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理 1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所の運営管理 (1)～(2) 略 (3) <u>男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮</u> 指定避難所においては、女性の意見を反映し、運営管理における<u>女性の参画</u>を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮するよう努めるものとする。 2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理 略 なお、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努めるものとする。 また、国、県及び市町村は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。	<u>指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、利用者の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</u> (9) 収容人数等の周知 <u>収容人数に達した、または達するおそれのある指定避難所等に避難することを避けるため、住民への周知方法を事前に検討し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u> (10) <u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策</u> <u>指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</u> 2 県 市町村から災害救助法による指定避難所開設について応援の要請を受けたときは、被災市町村に隣接する市町村に必要な応援等の要請をするとともに、必要に応じ県警察に通知する。 <u>また、市町村からの避難所の開設状況等に関する情報を国に共有するよう努めるものとする。</u> 第5 開設が長期化する見通しの場合の指定避難所運営管理 1 避難者が落ちつきを取り戻すまでの指定避難所の運営管理 (1)～(2) 略 (3) <u>多様な者の視点等に配慮</u> <u>指定避難所においては、女性や性的少数者等の意見を反映できるよう、運営管理において、これらの者の意見を反映できる者の参画を推進するとともに、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、性的少数者に配慮した多目的トイレの設置、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等、指定避難所における安全性の確保など、女性や性的少数者、子育て家庭等、多様な者のニーズに配慮するよう努めるものとする。</u> 2 避難者が落ちつきを取り戻した後の指定避難所運営管理 略 なお、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとし、そのために、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるよう努めるものとする。 また、国、県及び市町村は、災害の規模、<u>避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等にかんがみ、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。</u>	修正 令和2年台風10号を踏まえた修正 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正 記載の適正化及び防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
略 3 保健・衛生対策 県及び市町村は以下の点に留意するものとする。 なお、市町村は、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における<u>愛護動物のためのスペースの確保</u>に努めるものとする。 （１）～（７） 略 第６～第７ 略 第８ 指定避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮 やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第９ 帰宅困難者対策 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。一時滞在施設の運営管理に当たっては、<u>男女のニーズの違い</u>や、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努めるものとする。 【避難勧告及び指示系統図】 市町村長 (勧告・指示) 地域住民 (報告) 知事 第５節 水防計画 略 第６節 消防計画 略 第７節 公安警備計画 略 第８節 救出計画 災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。	略 3 保健・衛生対策 県及び市町村は以下の点に留意するものとする。 なお、市町村は、プライバシーの確保状況、<u>段ボールベッド</u>等の活用状況、<u>パーティション</u>、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における<u>家庭動物のための避難スペースの確保等</u>に努めるとともに、<u>獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携</u>に努めるものとする。 （１）～（７） 略 第６～第７ 略 第８ 指定避難所以外の場所に滞在する避難者についての配慮 やむを得ない理由により指定避難所に滞在することができない避難者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 第９ 帰宅困難者対策 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、必要に応じて、一時滞在施設の確保等の支援を行う。一時滞在施設の運営管理に当たっては、<u>多様な性のニーズ</u>や、要配慮者の多様なニーズに配慮するよう努めるものとする。 【避難指示系統図】 市町村長 (指示) 地域住民 (報告) 知事 第５節 水防対策の実施 略 第６節 消防活動 略 第７節 警備対策の実施 略 第８節 救出活動 災害時には、倒壊家屋の下敷きになった者、土砂災害等により生き埋めになった者、洪水等により水と共に流された者、市街地火災において火中に取り残された者、大規模な交通事故等による集団的大事故等により救出を要する者等が多数発生することが予想される。	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正

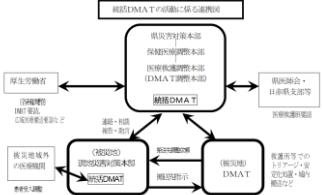
■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。 第１～第４ 略 第９節 医療救護計画 第１ 医療情報の収集・提供 １ 情報の収集（医療指導課・薬務課・保健医療介護総務課）略 ２ 情報の提供（医療指導課・薬務課・保健医療介護総務課・防災危機管理局） 県は、１で収集した情報を整理し、放送局等の報道機関と協力して、医療機関、市町村、消防機関、県民及び人工透析患者等への情報提供を行う。 なお、人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、県は、透析医会等の関係団体と連携し、福岡県防災情報等配信システム「防災メール・まもるくん」等を活用し、人工透析患者への情報の提供を行う 第２ 略 第３ 初動医療体制 １ 略 ２ 医療救護活動 市町村長及び県知事は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を医療救護所、指定避難所等に派遣する。 （１）～（２） 略 （３）連絡指令方式 ア 市町村長は、地区医師会長の協力の下、市町村医療救護班の出動要請、近隣市町村への応援要請を行い、必要に応じて県知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。 イ 県医師会長は、広域災害・救急医療情報システム等を通じ、広域支援が必要と認められる場合は、直ちに県知事へ連絡する。 ウ 県知事は、独自の情報収集、市町村長からの広域支援要請又は県医師会長からの連絡等により広域支援が必要と認める場合は、直ちに広域支援の規模等について検討を行い、医療機関・団体に対	そのため、市町村、警察、第七管区海上保安本部は、関係機関との協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。 <u>また、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。さらに、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。</u> <u>なお、災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u> 第１～第４ 略 第９節 医療救護 第１ 医療情報の収集・提供 １ 情報の収集（医療指導課・薬務課・保健医療介護総務課・<u>健康増進課こころの健康づくり推進室</u>）略 ２ 情報の提供（医療指導課・薬務課・保健医療介護総務課・<u>健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局</u>） 県は、１で収集した情報を整理し、放送局等の報道機関と協力して、医療機関、市町村、消防機関、県民及び人工透析患者等への情報提供を行う。 なお、人工透析については、慢性的患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があることから、県は、透析医会等の関係団体と連携し、福岡県防災情報等配信システム「防災メール・まもるくん」等を活用し、人工透析患者への情報の提供を行う。 第２ 略 第３ 初動医療体制 １ 略 ２ 医療救護活動 市町村長及び知事は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療救護班を医療救護所、指定避難所等に派遣する。 （１）～（２） 略 （３）連絡指令方式 ア 市町村長は、地区医師会長の協力の下、市町村医療救護班の出動要請、近隣市町村への応援要請を行い、必要に応じて知事に、被災地域外からの救護班の派遣及び後方医療活動等（以下「広域支援」という。）を要請する。 イ 県医師会長は、広域災害・救急医療情報システム等を通じ、広域支援が必要と認められる場合は、直ちに知事へ連絡する。 ウ 知事は、独自の情報収集、市町村長からの広域支援要請又は県医師会長からの連絡等により広域支援が必要と認める場合は、直ちに広域支援の規模等について検討を行い、医療機関・団体に対	記載の適正化 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 所管の修正 所管の修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
対し、患者受入れ体制の整備や医療救護班の派遣を要請する。 (4) 略 3 福岡県災害医療コーディネーター（福岡県災害時小児周産期リエゾンを含む。）の配置、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣（医療指導課） (1) 福岡県災害医療コーディネーター 県知事は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネーターを県庁や保健所等に配置（保健所設置市への派遣を含む。）する。 福岡県災害医療コーディネーターの配置等については、福岡県災害医療コーディネーター設置要綱に定めるところによる。 (2) 福岡県災害医療派遣チーム（福岡県DMAT） 県知事又は各消防本部（局）消防長は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療派遣チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。 派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、福岡県災害医療派遣チーム運営要綱等に定めるところによる。 県知事又は各消防本部（局）消防長は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネーター、福岡県災害時小児周産期リエゾン、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。 派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、福岡県災害医療コーディネーター、福岡県災害時小児周産期リエゾン、福岡県災害派遣医療チーム運営要綱等に定めるところによる。 第4 後方医療活動 医療救護所では対応できない重症者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療施設に搬送して収容、治療を行う。 1 略 2 救急病院・診療所 災害時において当該施設の機能に応じた被災者収容、治療等を行う。 第5 医薬品等の供給 1～3 略 4 略 第6 略 第7 搬送 1～3 略	し、患者受入れ体制の整備や医療救護班の派遣を要請する。 (4) 略 3 福岡県災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンを含む。）の配置、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）・<u>ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）の派遣（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室）</u> (1) 福岡県災害医療コーディネーター 知事は、災害の状況に応じて、福岡県災害医療コーディネーターを県庁や保健所等（保健医療調整本部及び地方本部）に配置（保健所設置市への派遣を含む。）する。 福岡県災害医療コーディネーターの配置等については、福岡県災害医療コーディネーター設置要綱に定めるところによる。 (2) 福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT） 知事又は各消防本部（局）消防長は、災害の状況に応じて、福岡県災害派遣医療チーム（福岡県DMAT）の派遣を要請する。 派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、福岡県災害派遣医療チーム運営要綱等に定めるところによる。 <u>(3) ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）</u> 県は、災害の状況に応じて、ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおかDPAT）の派遣を要請する。 派遣要請基準、派遣要請方法、チーム編成等については、ふくおか災害派遣精神医療チーム設置運営要綱等に定めるところによる。 第4 後方医療活動 医療救護所では対応できない重症者や高度救命医療を要する者について、対応可能な後方医療機関に搬送して収容、治療を行う。 1 略 2 救急病院等 災害時において当該施設の機能に応じた被災者収容、治療等を行う。 第5 医薬品等の供給 1～3 略 <u>4 県は、災害の状況に応じて、モバイルファーマシーの医療救護所等への出動を県薬剤師会へ、モバイルファーマシーへの医薬品の搭載を県医薬品卸業協会へ要請する。</u> 5 略 第6 略 第7 搬送 1～3 略	記載の適正化 記載の適正化 所管の修正 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 字句の修正 記載の適正化 モバイルファーマシーの運用開始を踏まえた修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
4 ヘリコプターによる広域搬送 県及び市町村は、災害拠点病院や救急病院・診療所の近隣に選定されたヘリコプター離着陸場等を活用し、ヘリコプターによる広域搬送を実施する。 また、複数機によるヘリコプター搬送のルート調整については、防災関係機関が相互に協力して行う。 第8 広域的医療救護活動の調整（医療指導課・防災危機管理局） 1 災害派遣医療チーム（DMAT） 略 また、県は、災害時に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣が想定される場合において、統括DMATを災害対策本部（医療救護調整本部）及び現地災害対策本部に配置し、統括DMATと連携して医療救護活動を行う。 略  2 広域後方医療機関 略 第9 救助法で定める基準 1～7 略 8 実施方法 (1) 略 (2) 助産救助 ア 医療救護班によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。 イ アより難しい場合は産院又は一般の医療機関により実施する。 資料編Ⅱ 災害救助法－災害救助法に基づく県と日赤との救助業務委託契約書 参照	4 ヘリコプターによる広域搬送 県及び市町村は、災害拠点病院や救急病院等の近隣に選定されたヘリコプター離着陸場等を活用し、ヘリコプターによる広域搬送を実施する。 また、複数機によるヘリコプター搬送のルート調整については、防災関係機関が相互に協力して行う。 第8 広域的医療救護活動の調整（医療指導課・健康増進課こころの健康づくり推進室・防災危機管理局） 1 災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム（DMAT） 略 また、県は、災害時に災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣が想定される場合において、保健医療調整本部（医療救護調整本部）にDMAT調整本部を設置するとともに、統括DMATを医療救護調整本部（DMAT調整本部）等に配置し、統括DMATと連携して医療救護活動を行う。 略 (図を削除) 2 災害派遣精神医療チーム（DPAT） 県は、災害時に災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣が想定される場合において、保健医療調整本部（医療救護調整本部）にDPAT調整本部を設置し、災害派遣医療チーム（DMAT）と連携して医療救護活動を行う。 また、必要に応じて、他県、国に対し災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣要請や、被災した精神科病院等の入院患者の受入要請等、広域的な調整を図る。 3 広域後方医療施設 略 第9 救助法で定める基準 1～7 略 8 実施方法 (1) 略 (2) 助産救助 ア 医療救護班によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。 イ アにより難しい場合は産院又は一般の医療機関により実施する。	記載の適正化 所管の修正 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 字句の修正 字句の修正 字句の修正 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
第１０節 <u>給水計画</u> 略 第１１節 <u>食料供給計画</u> 第１～第５ 略 第６ 救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法 １ 給与の対象 （１） 略 （２）住家の被害（<u>全焼、全壊、流出</u>、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者 （３） 略 ２～４ 略 第１２節 <u>生活必需品等供給計画</u> 第１～第６ 略 第７ 救助法で定める基準 １ 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 （１）対象者 ア 災害により住家に被害（<u>全焼、全壊、流出、半焼、半壊及び床上浸水</u>）を受けた者 イ～ウ 略 （２）被服、寝具その他生活必需品として認められる品目 ア 被服、寝具及び身の回り品 洋服、<u>作業着</u>、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等 イ～エ 略 （３）～（５） 略 第１３節 <u>交通対策計画</u> 第１ 陸上の交通対策 １ 警察（公安委員会）による交通規制等 （１）災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは、<u>区間又は区域</u>を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する。 （２）<u>災害応急対策を行う緊急通行車両の通行を確保するため必要があると認めるときは緊急通行車両の先導を行う。</u> （３）<u>緊急通行車両の通行の確保等的確、円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。</u>	第１０節 <u>飲料水の供給</u> 略 第１１節 <u>食料の供給</u> 第１～第５ 略 第６ 救助法で定める基準、基準による炊き出し及び食品の給与方法 １ 給与の対象 （１） 略 （２）住家の被害（<u>全壊、全焼、流失、半壊</u>、半焼又は床上浸水等）により現に炊事ができない者 （３） 略 ２～４ 略 第１２節 <u>生活必需品等の供給</u> 第１～第６ 略 第７ 救助法で定める基準 １ 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与 （１）対象者 ア 災害により住家に被害（<u>全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水</u>）を受けた者 イ～ウ 略 （２）被服、寝具その他生活必需品として認められる品目 ア 被服、寝具及び身の回り品 洋服、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等 イ～エ 略 （３）～（５） 略 第１３節 <u>交通対策の実施</u> 第１ 陸上の交通対策 １ 警察（公安委員会）による交通規制等 （１）災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、災害応急対策を行う緊急通行車両等の通行を確保するため必要があると認めるときは、<u>緊急交通路</u>を指定して緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止又は制限する。 （２）<u>緊急通行車両等の通行の確保等的確、円滑な災害応急対策を行うため、関係機関・団体に対する協力要請をはじめ広域交通管制及び交通広報等による交通総量抑制対策を実施する。</u>	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
(4) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本章において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。 資料編Ⅰ 緊急通行車両－緊急通行車両関係資料 参照 2 道路管理者等による通行の禁止、制限 道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 また、各道路管理者等は関係警察署と協力し、関係警察署から交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して、迅速に管内の交通情報を把握することに努め、その状況及び措置について関係警察署へ連絡する。 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。 3 相互の連携・協力 (1) 略 (2) 緊急通行車両の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請 (3)～(4) 略 4～5 略 第2～第3 略 第14節 緊急輸送計画 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。 第1 略 第2 緊急通行車両の確認 公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会	(3) 緊急通行車両等以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本章において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両等の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。 資料編 緊急通行車両等－緊急通行車両等関係資料 参照 2 道路管理者等による通行の禁止、制限 道路の損壊、欠損等の事由により、交通が危険であると認められる場合には、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。 また、各道路管理者等は関係警察署と協力し、関係警察署から交通規制等の情報収集を行うとともに、パトロール等を実施して、迅速に管内の交通情報を把握することに努め、その状況及び措置について関係警察署へ連絡する。 <u>道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。</u> 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。 3 相互の連携・協力 (1) 略 (2) 緊急通行車両等の通行を確保すべき道路の障害物排除等のための応急対策の実施及び重機等支援部隊の要請 (3)～(4) 略 4～5 略 第2～第3 略 第14節 緊急輸送の実施 県、市町村及び関係機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、災害応急対策に必要な人員、資機材等を迅速かつ確実に輸送する緊急通行車両等の運用等、あらかじめ定める緊急輸送計画等により、緊急輸送体制を確保する。県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。 第1 略 第2 緊急通行車両等の確認 公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するため、車両の使用者の申出により、知事又は県公安委員会	防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
は災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両の確認（証明書及び標章の交付）を行う。（第 13 節交通対策計画参照） 1 申請手続 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申請書」及び「緊急通行車両として使用することを疎明する書類」、「自動車検査証（写）」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出するものとする。 （１）県 総務部防災危機管理局、農林事務所 （２）県公安委員会 ア 県警察本部 交通部交通規制課 イ 各警察署 交通課 ウ 交通機動隊（各地区隊を含む） エ 高速道路交通警察隊（各分駐隊を含む） 2 緊急通行車両の標章及び証明書の交付 緊急通行車両であることを認定したときは、知事又は県公安委員会は、速やかに緊急通行車両確認証明書及び標章を申請者に交付する。 3 災害発生時の事前届出車両の措置 事前届出車両について第 2 編「災害予防計画」第 3 章「効果的な応急活動のための事前対策」第 9 節「交通・輸送体制整備計画」第 1「緊急通行車両の事前届出（県公安委員会に限る）」に定める緊急通行車両の確認申請を受けた県公安委員会は、確認に係る審査を省略し、緊急通行車両確認証明書及び標章を直ちに申請者に交付する。 資料編Ⅰ 緊急通行車両－緊急通行車両関係資料 参照 第 3 緊急車両等の確保 1 市町村 （１） 略 （２）市町村は、輸送車両等が不足する場合、本編第 1 章「活動体制の確立」第 4 節「応援要請計画」に定める市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して輸送車両等の派遣を要請する。 （３） 略 2 県 （１）～（３） 略 （４）県は、輸送車両等の不足により、災害対策の実施に支障があると認める場合は、関係機関に対する協力の要請や、本編第 1 章「活動体制の確立」第 4 節「応援要請計画」に定める相互応援協定等に基づく、他の都道府県に対する輸送車両等の派遣の要請を行う。 （５） 略 3～9 略 第 4 略 第 15 節 保健衛生、防疫、環境対策計画 第 1 健康・栄養相談の実施（健康増進課）	は災害対策基本法施行令第 33 条の規定により緊急通行車両等の確認（証明書及び標章の交付）を行う。（第 13 節交通対策の実施参照） 1 申請手続 緊急通行車両等であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等確認申請書」及び「緊急通行車両等として使用することを疎明する書類」、「自動車検査証（写）」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出するものとする。 （１）県 総務部防災危機管理局、農林事務所 （２）県公安委員会 ア 県警察本部 交通部交通規制課 イ 各警察署 交通課 ウ 高速道路交通警察隊（各分駐隊を含む） エ 交通検問所 2 緊急通行車両等の標章及び証明書の交付 緊急通行車両等であることを認定したときは、知事又は県公安委員会は、速やかに緊急通行車両等確認証明書及び標章を申請者に交付する。 3 災害発生時の事前届出車両の措置 事前届出車両について第 2 編「災害予防計画」第 3 章「効果的な応急活動のための事前対策」第 9 節「交通・輸送体制の整備」第 1「緊急通行車両等の事前届出（県公安委員会に限る）」に定める緊急通行車両等の確認申請を受けた県公安委員会は、確認に係る審査を省略し、緊急通行車両等確認証明書及び標章を直ちに申請者に交付する。 資料編 緊急通行車両等－緊急通行車両等関係資料 参照 第 3 緊急車両等の確保 1 市町村 （１） 略 （２）市町村は、輸送車両等が不足する場合、本編第 1 章「活動体制の確立」第 4 節「応援要請」に定める市町村間の相互応援要請等に基づき、他の市町村に対して輸送車両等の派遣を要請する。 （３） 略 2 県 （１）～（３） 略 （４）県は、輸送車両等の不足により、災害対策の実施に支障があると認める場合は、関係機関に対する協力の要請や、本編第 1 章「活動体制の確立」第 4 節「応援要請」に定める相互応援協定等に基づく、他の都道府県に対する輸送車両等の派遣の要請を行う。 （５） 略 3～9 略 第 4 略 第 15 節 保健衛生、防疫、環境対策 第 1 健康・栄養相談の実施（健康増進課）	記載の適正化 交付窓口の変更 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
1～2 略 3 心のケア （１）～（２） 略 （３）児童・生徒等のメンタルケア → 第20節「文教対策計画」 第2 防疫 1 方針 県及び市町村は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。 2～7 略 第3～第4 略 第16節 要配慮者支援計画 略 なお、市町村は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用するものとする。 第1～第2 略	1～2 略 3 心のケア （１）～（２） 略 （３）児童・生徒等のメンタルケア → 第20節「文教対策の実施」 第2 防疫 1 方針 県及び市町村は、被災地域において、生活環境の悪化に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、緊密な連携を図り、迅速かつ的確な防疫活動を実施する。 <u>また、市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</u> 2～7 略 第3～第4 略 第16節 要配慮者の支援 略 なお、市町村は、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するために必要な限度で、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するものとする。 第1 災害により新たに発生した要配慮者に関する対策（保健医療介護部・福祉労働部・総務部、市町村） 1 略 2 （１）県は、市町村が実施する前項の措置に関し、他の都道府県・市町村への協力要請等必要な支援を行う。 <u>（２）県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣し、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。</u> 第2 高齢者及び障がいのある人に係る対策（高齢者地域包括ケア推進課・介護保険課・障がい福祉課・福祉総務課、市町村） 1 略 2 <u>（１）県は、市町村が行う前項の措置に関し、適宜支援する。</u> <u>（２）県は、市町村の要請、または県の判断により災害派遣福祉チーム（DWA T）を派遣し、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。</u>	防災基本計画（R02.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 体制整備に伴う修正 体制整備に伴う修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
第3 避難対策 → 本編第2章「災害応急対策活動」第4節「<u>避難計画</u>」 第4 生活の場の確保 1 応急仮設住宅の建設供与 → 本編第2章「災害応急対策活動」第21節「<u>応急仮設住宅建設等計画</u>」 2 公営住宅・一般住宅の確保 → 本編第2章「災害応急対策活動」第21節「<u>応急仮設住宅建設等計画</u>」 3 公的宿泊施設の確保 → 本編第2章「災害応急対策活動」第21節「<u>応急仮設住宅建設等計画</u>」 第5 略 第17節 安否情報の提供計画 第1～第2 略 第3 照会を行う者 照会を行う者（以下「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。 1 被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者<u>その他婚姻の予約者を含む。</u>） 2 略 3 被災者の知人<u>その他被災者の</u>安否情報を必要とすることが相当であると認められる者 第4 1 略 2 照会者は1（1）の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>外国人登録証明書</u>、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定するもの）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市町村が適当と認める方法によることができる。 第18節 遺体搜索<u>及び</u>収容火葬計画 第1 略 第2 遺体の調査、身元確認 1 警察 （1）～（3） 略 （4）遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、<u>行旅病人及</u>	<u>下の防止等、避難所等における要配慮者に対する支援を行う。</u> 第3 避難対策 → 本編第2章「災害応急対策活動」第4節「<u>避難対策の実施</u>」 第4 生活の場の確保 1 応急仮設住宅の建設供与 → 本編第2章「災害応急対策活動」第21節「<u>住宅の確保</u>」 2 公営住宅・一般住宅の確保 → 本編第2章「災害応急対策活動」第21節「<u>住宅の確保</u>」 3 公的宿泊施設の確保 → 本編第2章「災害応急対策活動」第21節「<u>住宅の確保</u>」 第5 略 第17節 安否情報の提供 第1～第2 略 第3 照会を行う者 照会を行う者（以下「照会者」という。）は個人又は法人とし、以下のとおり分類する。 1 被災者の同居の親族（<u>親族には、婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、同性パートナー等、公的な書類等によりその関係性を証明できる者を含む。以下同じ。</u>） 2 略 3 被災者の知人<u>その他</u>安否情報を必要とすることが相当であると認められる者 第4 1 略 2 照会者は1（1）の事項が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、<u>特別永住者証明書</u>、<u>在留カード</u>、住民基本台帳カード（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の44第1項に規定するもの）その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該照会者の本人確認ができるものを提示又は提出しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合その他この方法によることができない場合においては、市町村が適当と認める方法によることができる。 第18節 遺体の<u>搜索、収容及び</u>火葬 第1 略 第2 遺体の調査、身元確認 1 警察 （1）～（3） 略 （4）遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、<u>警察等が取</u>	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
<u>行旅死亡人取扱法第7条1項、死体取扱規則第7条、戸籍法第92条第1項</u>により、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して市町村長に引き渡す。 2～5 略 第3～第5 略 第19節 障害物除去計画 第1～第6 略 第7 救助法で定める基準 1 障害物除去の対象 (1)～(3) 略 (4) 住家が半壊又は床上浸水したものであること。 (5) 略 2 略 3 期間 <u>災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)</u> 4 費用の限度 <u>福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額</u> 第20節 文教対策計画 第1 学校教育対策 1 略 2 応急教育 (1)～(3) 略 (4) 救助法で定める基準 ア 対象 <u>住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒</u> イ～ウ 略 (5)～(6) 略 3～6 略 第2 略 第21節 <u>応急仮設住宅提供等計画</u>	<u>扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律第10条、死体取扱規則第7条、行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条第1項、戸籍法第92条第1項</u>により、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して市町村長に引き渡す。 2～5 略 第3～第5 略 第19節 障害物の<u>除去</u> 第1～第6 略 第7 救助法で定める基準 1 障害物除去の対象 (1)～(3) 略 (4) 住家が半壊、<u>半焼</u>又は床上浸水したものであること。 (5) 略 2 略 3 <u>費用の限度</u> <u>福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等で定める額</u> 4 期間 <u>災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)</u> 第20節 文教対策の<u>実施</u> 第1 学校教育対策 1 略 2 応急教育 (1)～(3) 略 (4) 救助法で定める基準 ア 対象 <u>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒並びに高等学校等生徒</u> イ～ウ 略 エ 期間 <u>学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内とする。</u> <u>ただし、特別の事情がある場合は内閣総理大臣の同意を得て延長することができる。(特別基準)</u> (5)～(6) 略 3～6 略 第2 略 第21節 <u>住宅の確保</u>	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
第1 応急仮設住宅の建設（福祉総務課・<u>住宅計画課</u>・<u>県営住宅課</u>・林業振興課、市町村） 1～2 略 3 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設 （1）～（4） 略 （5）着工期間は災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の同意を受けて、期間を延長することができる。 （6） 略 （7）応急仮設住宅への入居資格は、住宅が<u>全焼</u>、<u>全壊</u>又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議のうえ、市町村が入居者を選定する。 なお、この場合、以下の点にも留意するものとする。 ア～イ 略 （8）～（9） 略 4 略 第2 空き家住宅の活用 1 県及び市町村は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。 （1）公的住宅（<u>住宅計画課</u>・<u>県営住宅課</u>、市町村） （2）～（3） 略 2 略 第3 被災住宅の応急修理 1 略 2 救助法で定める基準 （1）～（2） 略	第1 空き家住宅の活用 1 県及び市町村は、以下の住宅等について、空き家情報の提供、相談に対応するものとする。 （1）公的住宅（<u>県営住宅課</u>・<u>住宅計画課</u>、市町村） （2）<u>既存住宅ストックの活用</u> <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。</u> （3） 略 2 略 第2 応急仮設住宅の建設（福祉総務課・<u>県営住宅課</u>・林業振興課、市町村） 1～2 略 3 救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設 （1）～（4） 略 （5）着工期間は災害発生の日から20日以内とする。ただし、20日以内に着工できない事情があるときは事前に内閣総理大臣の同意を得て、期間を延長することができる。<u>（特別基準）</u> （6） 略 （7）応急仮設住宅への入居資格は、住宅が<u>全壊</u>、<u>全焼</u>又は流失し、自らの資力では住宅を確保することができない者とし、県と協議のうえ、市町村が入居者を選定する。 なお、この場合、以下の点にも留意するものとする。 ア～イ 略 （8）～（9） 略 4 略 第3 被災住宅の応急修理 1 略 2 救助法で定める基準 （1）～（2） 略	記載場所の変更 所管の修正 防災基本計画（R03.5修正）に基づく修正 記載の適正化 記載場所の変更

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
（３）修理の期間は、災害が発生した日から１ヵ月以内とする。ただし、交通機関の途絶、その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長する。 （４）～（６） 略 ３ 略 第４ 住宅等に流入した土石等の除去 １～２ 略 ３ 救助法で定める基準 （１）障害物除去の対象 ア～ウ 略 エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。 オ 略 （２）～（４） 略 第５～第６ 略 第２２節 災害廃棄物処理計画 市町村は、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。災害廃棄物については、市町村が策定する災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。 県は、広域的な災害廃棄物の処理が必要となる場合に、災害廃棄物処理計画に基づき支援を行う。 第１～第３ 略 第４ 道路、河川、港湾等に残る障害物の除去 第１～第３の対策によっても、道路、河川、港湾等に残る障害物については、それぞれ、道路、河川、港湾等の管理者が除去する。 → 本編第２章「災害応急対策活動」第１９節「障害物除去計画」 第５ 略 第２３節 一般通信施設、放送施設災害応急対策計画 略 第２４節 電気施設、ガス施設災害応急対策計画 第１ 電気施設災害応急対策（九州電力株式会社） １～６ 略	（３）修理の期間は、災害が発生した日から３か月以内（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６か月以内）とする。ただし、交通機関の途絶その他特別な事情により、期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間を延長することができる。（特別基準） （４）～（６） 略 ３ 略 第４ 住宅等に流入した土石等の除去 １～２ 略 ３ 救助法で定める基準 （１）障害物除去の対象 ア～ウ 略 エ 住家が半壊、半焼又は床上浸水したものであること。 オ 略 （２）～（４） 略 第５～第６ 略 第２２節 災害廃棄物等の処理 市町村は、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理等必要な清掃活動を行う。災害廃棄物については、市町村が策定する災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置き場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処理により、適正処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理する。<u>加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u>また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。 県は、広域的な災害廃棄物の処理が必要となる場合に、災害廃棄物処理計画に基づき支援を行う。 第１～第３ 略 第４ 道路、河川、港湾等に残る障害物の除去 第１～第３の対策によっても、道路、河川、港湾等に残る障害物については、それぞれ、道路、河川、港湾等の管理者が除去する。 → 本編第２章「災害応急対策活動」第１９節「障害物の除去」 第５ 略 第２３節 一般通信施設、放送施設の災害応急対策 略 第２４節 電気施設、ガス施設の災害応急対策 第１ 電気施設災害応急対策（九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社） １～６ 略 ７ 電源車等の配備	災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部改正に基づくもの。 字句の修正 記載の適正化 記載の適正化 防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正 分社化に伴う修正 防災基本計画（R02.5修正）に基づく

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
第2 ガス施設災害応急対策 1 略 2 復旧対策 (1)～(2) 略 (3) 救援要請 広範囲にわたり供給停止した場合は、「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」に基づき一般社団法人日本ガス協会へ救援を要請する。 (4) 略 第25節 上水道、下水道及び工業用水道施設災害応急対策計画 略 第26節 交通施設災害応急対策計画 交通施設は、災害時等において緊急通行車両の通行の確保に欠くことのできない重要施設である点に鑑み、関係機関は、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。 第1 道路施設 1 略 2 国・県・市町村・警察 各道路管理者等及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両の通行確保のため、次の措置を講じる。 (1) 略 (2) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。 (3)～(6) 略 3 西日本高速道路株式会社 (1)～(4) 略 (5) 応急復旧 ア 応急復旧の基本方針	電気事業者は、大規模停電発生時には、電源車等の配備に努めるものとする。<u>複数の都道府県に大規模停電等が発生した場合には、国とともに主体的、積極的に調整するものとする。</u> なお、電源車等の配備にあたって、県は、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努め、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定する。 第2 ガス施設災害応急対策 1 略 2 復旧対策 (1)～(2) 略 (3) 応援要請 広範囲にわたり供給停止した場合は、「非常事態における応援要綱」に基づき一般社団法人日本ガス協会へ応援を要請する。 (4) 略 第25節 上水道、下水道及び工業用水道施設の災害応急対策 略 第26節 交通施設の災害応急対策 交通施設は、災害時等において緊急通行車両等の通行の確保に欠くことのできない重要施設である点に鑑み、関係機関は、あらかじめ定める災害応急対策計画に基づき迅速な措置を行う。 第1 道路施設 1 略 2 国・県・市町村・警察 各道路管理者等及び警察（公安委員会）は、相互に連携、協力し、安全、円滑な交通の確保、又は緊急通行車両等の通行確保のため、次の措置を講じる。 (1) 略 (2) 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。 (3)～(6) 略 3 西日本高速道路株式会社 (1)～(4) 略 (5) 応急復旧 ア 応急復旧の基本方針	修正 字句の修正 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
災害が発生した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。 略 イ 車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 ウ 略 （６）緊急通行車両の取り扱い 通行の禁止又は制限を実施した場合において、緊急通行車両の通行が必要であると認められるときは、これらの車両を通行できるように暫定的な復旧措置を講ずるよう努める。 なお、これらの車両を通行させる際には、道路状況、被災状況等を了知させ、通行方法等の指示を行う。 （７）関係機関との協議 通行の禁止制限の実施、解除、緊急通行車両の取り扱いのほか必要な事項については、警察、地方公共団体、他の道路管理者等関係機関と協議する。 ４ 福岡北九州高速道路公社 （１）災害発生前の措置 ア 情報連絡 災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両の通行確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。 イ 略 （２）災害時における措置 ア 略 イ 車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 ウ 応急工事 高速道路が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行確保、施設の増破の防止等のための応急工事を迅速に施行する。 ５ 福岡県道路公社 （１）災害発生前の措置 ア 情報連絡 災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確	災害が発生した場合においては、速やかに緊急通行車両等の通行を確保し、被害の拡大を防止する観点から応急復旧を行う。 略 イ 車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 ウ 略 （６）緊急通行車両等の取り扱い 通行の禁止又は制限を実施した場合において、緊急通行車両等の通行が必要であると認められるときは、これらの車両を通行できるように暫定的な復旧措置を講ずるよう努める。 なお、これらの車両を通行させる際には、道路状況、被災状況等を了知させ、通行方法等の指示を行う。 （７）関係機関との協議 通行の禁止制限の実施、解除、緊急通行車両等の取り扱いのほか必要な事項については、警察、地方公共団体、他の道路管理者等関係機関と協議する。 ４ 福岡北九州高速道路公社 （１）災害発生前の措置 ア 情報連絡 災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両等の通行確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。 イ 略 （２）災害時における措置 ア 略 イ 車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 ウ 応急工事 高速道路が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両等の通行確保、施設の増破の防止等のための応急工事を迅速に施行する。 ５ 福岡県道路公社 （１）災害発生前の措置 ア 情報連絡 災害の発生のおそれがある場合においては、刻々の情報を的確	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両の通行の確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。 イ 略 (2) 災害時における措置 ア 略 イ 車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 ウ 応急工事 有料道路等が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両の通行確保、施設の増破の防止等のための応急工事を迅速に施行する。 第2～第4 略 第27節 在港船舶避難対策計画 略 第28節 土砂災害応急対策計画 第1 県、市町村及び関係機関相互の情報連絡 1 災害原因情報の収集・伝達経路 県、市町村及び関係機関は、本章第1節「防災気象情報等伝達計画」及び第2節「被害情報等収集計画」を活用し、綿密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとするが、特に、大雨特別警報・警報・注意報の伝達周知については、各危険地域を所管する機関に徹底を図る。 2～3 略 第2 警戒体制の確立 1 急斜面崩壊危険地区の場合 ア 略 イ 第2次警戒体制の場合 (ア) 略 (イ) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難勧告・指示を行う。 2 土石流発生危険地区の場合 ア 略 イ 第2次警戒体制の場合 (ア) 略 (イ) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難勧告・指示を行う。 3 他の危険地区の場合	に把握して、適切な措置を講ずることにより、安全円滑な交通の確保又は緊急通行車両等の通行の確保を図るため、国・地方公共団体等の関係機関と有機的な連絡を基に、情報連絡ができるよう情報連絡網を整備しておく。 イ 略 (2) 災害時における措置 ア 略 イ 車両の移動等 放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路の区間を指定するとともに、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。 ウ 応急工事 有料道路等が被災した場合においては、速やかに緊急通行車両等の通行確保、施設の増破の防止等のための応急工事を迅速に施行する。 第2～第4 略 第27節 在港船舶の避難対策 略 第28節 土砂災害の応急対策 第1 県、市町村及び関係機関相互の情報連絡 1 災害原因情報の収集・伝達経路 県、市町村及び関係機関は、本章第1節「防災気象情報等の伝達」及び第2節「被害情報等の収集伝達」を活用し、綿密な連携のもとに災害情報の収集に努めるものとするが、特に、大雨特別警報・警報・注意報の伝達周知については、各危険地域を所管する機関に徹底を図る。 2～3 略 第2 警戒体制の確立 1 急斜面崩壊危険地区の場合 ア 略 イ 第2次警戒体制の場合 (ア) 略 (イ) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。 2 土石流発生危険地区の場合 ア 略 イ 第2次警戒体制の場合 (ア) 略 (イ) 必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。 3 他の危険地区の場合 1・2を参考にし、災害対策基本法に基づく、避難指示を行う。	記載の適正化 記載の適正化 記載の適正化 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正 災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
1・2を参考にし、災害対策基本法に基づく、避難勧告・指示を行う。 第3 災害発生時の報告 1 略 2 市町村は、上記報告の他、本章第2節「被害情報等収集伝達計画」により県（総務部防災危機管理局）まで被害状況を報告する。 第4 救助活動 1 略 2 警察 土砂災害が発生した場合は、市町村その他の関係機関と連携し、第8節「救出計画」に基づく所要の活動を行うとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等の所要の措置をとる。 3 略 第29節 高層建築物災害応急対策計画 第1 略 第2 警察 人命保護を最重点として、本章第7節「公安警備計画」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。 1～6 略 第3 略 第30節 地下空間災害応急対策計画 第1 浸水災害応急対策 1 洪水情報等の収集伝達 （1）県、市町村及び防災関係機関 県、市町村及び防災関係機関は、本章第1節「防災気象情報等伝達計画」及び第2節「被害情報等収集伝達計画」に基づき、緊密な連携のもとに洪水情報等の収集伝達を図る。 （2）～（4） 略 2 避難活動 （1）市町村 市町村は、特に必要と認めるときは、利用者等に対する避難のための勧告等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。 なお、避難勧告等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）を始め、福岡県防災情報メール配信システム「防災メール・まもるくん」、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。 また、避難活動に当たっては、本章第4節「避難計画」に基づき、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。	第3 災害発生時の報告 1 略 2 市町村は、上記報告の他、本章第2節「被害情報等の収集伝達」により県（総務部防災危機管理局）まで被害状況を報告する。 第4 救助活動 1 略 2 警察 土砂災害が発生した場合は、市町村その他の関係機関と連携し、第8節「救出活動」に基づく所要の活動を行うとともに、二次災害防止に必要な警戒警備等の所要の措置をとる。 3 略 第29節 高層建築物の災害応急対策 第1 略 第2 警察 人命保護を最重点として、本章第7節「警備対策の実施」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。 1～6 略 第3 略 第30節 地下空間の災害応急対策 第1 浸水災害応急対策 1 洪水情報等の収集伝達 （1）県、市町村及び防災関係機関 県、市町村及び防災関係機関は、本章第1節「防災気象情報等の伝達」及び第2節「被害情報等の収集伝達」に基づき、緊密な連携のもとに洪水情報等の収集伝達を図る。 （2）～（4） 略 2 避難活動 （1）市町村 市町村は、特に必要と認めるときは、利用者等に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。 なお、避難指示等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）を始め、福岡県防災情報メール配信システム「防災メール・まもるくん」、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Ｌアラート（災害情報共有システム）等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。 また、避難活動に当たっては、本章第4節「避難対策の実施」に基づき、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。	災害対策基本法改正に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
(2) 略 3～4 略 第2 ガス漏れ事故及び火災等応急対策 1 略 2 警察 人命保護を最重点として、本章第7節「<u>公安警備計画</u>」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。 (1)～(6) 略 3 略 第3 1 節 二次災害防止計画 第1 略 第2 降雨等に伴う二次災害の防止 略 また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。 第3 2 節 鉱山災害応急対策計画 略 第3 3 節 農林水産施設等災害応急対策計画 第1～第3 略 第4 畜産応急対策 1 家畜伝染病対策、飼料対策 → 本編第2章第15節「保健衛生、防疫、環境対策計画」第3 家畜防疫 2 略 第5～第6 略 第3 4 節 大気汚染による災害応急対策計画 略 第4 編 災害復旧・復興計画 第1章 災害復旧・災害復興の基本方針 第1節～第3節 略 第2章 災害復旧事業の推進	(2) 略 3～4 略 第2 ガス漏れ事故及び火災等応急対策 1 略 2 警察 人命保護を最重点として、本章第7節「<u>警備対策の実施</u>」その他の関係計画に基づく所要の活動を行う。 (1)～(6) 略 3 略 第3 1 節 二次災害の防止 第1 略 第2 降雨等に伴う二次災害の防止 略 また、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行うものとする。 市町村は、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。 第3 2 節 鉱山の災害応急対策 略 第3 3 節 農林水産施設等の災害応急対策 第1～第3 略 第4 畜産応急対策 1 家畜伝染病対策、飼料対策 → 本編第2章第15節「保健衛生、防疫、環境対策」第3 家畜防疫 2 略 第5～第6 略 第3 4 節 大気汚染による災害応急対策 略 第4 編 災害復旧・復興計画 第1章 災害復旧・災害復興の基本方針 第1節～第3節 略 第2章 災害復旧事業の推進 略	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

略 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村又はその市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。 略 第 1 節～第 2 節 略 第 3 章 被災者等の生活再建等の支援 略 なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興視線センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被害者台帳の作成及び活用を図るものとする。住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 略 第 1 節 罹災証明書の発行 市町村長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。 また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家	県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町村又はその市町村長から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村又はその市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災市町村に対する支援を行う。 <u>県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u> 県は、特定大規模災害等を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行うものとする。 略 第 1 節～第 2 節 略 第 3 章 被災者等の生活再建等の支援 略 なお、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みに加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。そのためにも、災害ボランティアセンターから災害復興視線センターへの移行や、生活支援相談員等の配置を行い、被災者等に寄り添った支援に努める。 <u>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u> 市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定や罹災証明書の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者に罹災証明を交付するよう努めるとともに、積極的な被害者台帳の作成及び活用を図るものとする。住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。 略 第 1 節 罹災証明書の発行 市町村長は、災害の被災者から申請があったときは、その災害による被害戸数等に関わらず、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する罹災証明書を交付するものとする。 また、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、住家	防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正 防災基本計画（R03.5 修正）に基づく修正
--	--	---

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書等の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。 市町村は、効率的な罹災証明書等の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。県は、罹災証明書等を迅速に発行するための市町村の体制強化を促進するよう努めるものとする。 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書等の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。 また、県は、住家の被害認定の担当者のための研修を行う等により、市町村による災害時の住家の被害認定の迅速化を支援するものとする。育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。 第2節 被災者台帳の整備 略 第1 記載事項 1～2 略 3 <u>男女の別</u> 4～14 略 第3節～第6節 略 第7節 生活資金の確保 第1 被災者生活再建支援制度 1 略 2 支給対象世帯 (1)～(4) 略 3 支給金額 (1) 略 (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）	被害の調査や罹災証明書等の交付の担当部局を定め、被害状況調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、罹災証明書等の交付に関する規程や様式の準備、関係職員が事務処理に当たって参照できる簡便なマニュアルの作成、他の地方公共団体又は民間団体との連携の確保、応援の受入れ体制の構築その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。 市町村は、効率的な罹災証明書等の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。県は、罹災証明書等を迅速に発行するための市町村の体制強化を促進するよう努めるものとする。 県は、<u>発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書等の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。</u> 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書等の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。 また、県は、市町村による災害時の住家の被害認定の迅速化を支援するものとする。育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。 第2節 被災者台帳の整備 略 第1 記載事項 1～2 略 3 <u>性別</u> 4～14 略 第3節～第6節 略 第7節 生活資金の確保 第1 被災者生活再建支援制度 1 略 2 支給対象世帯 (1)～(4) 略 <u>(5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）</u> 3 支給金額 (1) 略 (2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）	防災基本計画（R02.5修正）に基づく修正 記載の適正化 被災者生活再建支援法の改正を踏まえた修正

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧					新					改正理由
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）		住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）		被災者生活再建支援法の改正を踏まえた修正
支給額	200	100	50		支給額	全壊～大規模半壊 2(1)～(4)該当	200	100	50	
						中規模半壊 2(5)該当	100	50	25	
※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円。					※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合 ・全壊～大規模半壊世帯は、合計200（又は100）万円 ・中規模半壊世帯は、合計100（又は50）万円					被災者生活再建支援法の改正を踏まえた修正
4 支給手続 略 （表中） <u>（財）都道府県会館</u> 第2～第4 略					4 支給手続 略 （表中） <u>（公財）都道府県センター</u> 第2～第4 略					字句の修正
第8節 略					第8節 略					字句の修正
第9節 租税の徴収猶予、減免等 1 略 2 略 （1）～（2） 略 （3）減免等 ア～ウ 略 エ 軽油引取税 災害により徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。 オ 産業廃棄物税 災害により徴収した産業廃棄物税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。 災害により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるものは、課税を免除する。					第9節 租税の徴収猶予、減免等 1 略 2 略 （1）～（2） 略 （3）減免等 ア～ウ 略 エ 軽油引取税 徴収した軽油引取税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。 オ 産業廃棄物税 徴収した産業廃棄物税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その産業廃棄物税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。 災害により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるものは、課税を免除する。 カ 宿泊税 徴収した宿泊税を災害により失った場合、特別徴収義務者の申請により、その宿泊税がすでに納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除する。					記載の適正化
第10節～第11節 略					第10節～第11節 略					宿泊税導入に伴う修正
第4章 経済復興の支援 第1節 金融措置 1 県、市町村、関係機関 （1）災害援護資金					第4章 経済復興の支援 第1節 金融措置 1 県、市町村、関係機関 （1）災害援護資金					

■福岡県地域防災計画（基本編・風水害対策編）修正 新旧対照表

旧	新	改正理由
（表中）貸付条件__償還方法 年賦又は半年賦 （２）～（３） 略 ２～３ 略 第２節 略 <u>第５章 復興計画</u> 第１節～第３節 略	（表中）貸付条件__償還方法 年賦、半年賦又は月賦 （２）～（３） 略 ２～３ 略 第２節 略 <u>第５章 復興計画</u> 第１節～第３節 略	記載の適正化